

# 令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会

令和3年3月25日 開 会

令和3年3月26日 閉 会

## 目 次

招集告示	1
会期日程	2
本定例会において招集に応じた議員の氏名	3
本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名	3
本定例会に付議された事件	4
一般質問通告者一覧表	5
会議録第1号〔3月25日(木)〕	7
広域連合長招集あいさつ	
議席の変更及び指定	
選挙第1号 諏訪広域連合議会副議長選挙について	
選任第1号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について	
承認第1号から議案第15号まで18件一括議題	
広域連合長提出議案の説明	
議案第1号及び議案第3号、議案第5号から議案第9号、議案第11号から議案第15号 事務局長補足説明	
議案第2号及び議案第4号、議案第10号 消防長補足説明	
承認第1号から承認第3号まで3件各質疑、委員会付託省略、討論、採決	
議案第1号から議案第15号まで15件各質疑、各常任委員会付託	
会議録第2号〔3月26日(金)〕	35
一般質問	
議案第1号から議案第15号まで15件一括議題	
各常任委員長報告、質疑、討論、採決	
議案等の審議結果	87

諏訪広域連合告示第5号

令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会を、次のとおり招集する。

令和3年3月18日

諏訪広域連合

広域連合長 金子 ゆかり

1 日 時 令和3年3月25日(木) 午後2時

2 場 所 諏訪市役所 議 場

令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会日程表

月 日	時 刻	本 会 議	委員会・協議会
3月25日 (木)	11:30		議会運営委員会
	13:00		全員協議会
	14:00	(開会) 広域連合長あいさつ 議席の変更及び指定 諏訪広域連合議会副議長選挙 会議録署名議員の指名 会期の決定 常任委員会委員の選任 提案説明・補足説明 質疑・採決、委員会付託	
	15:30		常任委員会 委員会審査
3月26日 (金)	9:30	一般質問 委員長報告 質疑、討論 採決 (閉会)	

本定例会において招集に応じた議員の氏名

議席		議席	
1番	金井敬子	2番	青木利子
3番	森安夫	4番	竹内巧
5番	伊藤正博	6番	望月克治
7番	伊藤勝	8番	野沢明夫
9番	井上登	10番	高木智子
11番	森山博美	12番	小泉正幸
13番	伊藤浩平	14番	百瀬嘉徳
15番	芳澤清人	16番	藤森博文
17番	吉田浩	18番	渡辺太郎
19番	今井秀実	20番	早出一真
21番	織田昭雄	22番	矢島尚

本定例会において招集に応じられなかった議員の氏名

なし

## 本定例会に付議された事件

### ○広域連合長提出

- 承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて（令和 2 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 2 号））
- 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合介護保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第 1 号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて
- 議案第 2 号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第 3 号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 議案第 4 号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 議案第 5 号 令和 2 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 号 令和 2 年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 7 号 令和 3 年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 議案第 8 号 令和 3 年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 議案第 9 号 令和 3 年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 議案第 10 号 令和 3 年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 議案第 11 号 令和 3 年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 議案第 12 号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 議案第 13 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 14 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 議案第 15 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

### ○議会提出

- 選挙第 1 号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
- 選任第 1 号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

### ○一般質問

5 人（別掲通告表による）

一般質問通告者一覧表

令和3年3月

順 序	氏 名	通 告 内 容
1	伊 藤 勝 (茅野市)	<p>婚活支援事業について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 各市町村との連携は</li> <li>2 民間団体との連携は</li> <li>3 今までの実績とその評価は</li> </ol>
2	早 出 一 真 (岡谷市)	<p>救護施設八ヶ岳寮の運営課題について</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 今後のニーズに対する課題と対応</li> <li>2 利用者支援体制の更なる充実</li> </ol>
3	小 泉 正 幸 (諏訪市)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 広域消防一元化から6年を経過しての総括について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 6年を経過しての新たな成果や今後の課題は。</li> <li>(2) 課題に対して今後の取り組みは。</li> </ol> </li> <li>2 第8期介護保険事業計画について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第8期介護保険事業計画のポイントは。</li> <li>(2) 第8期における介護サービスの見込みについて</li> </ol> </li> <li>3 諏訪広域総合情報センタの役割について             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報センタの設立の経緯及び業務内容は。</li> <li>(2) コロナ関連における情報センタの対応について</li> <li>(3) DX戦略における取り組みについて</li> </ol> </li> </ol>

順序	氏名	通 告 内 容
4	井 上 登 ( 諏 訪 市 )	1 介護保険事業について (1) 第7期介護保険事業計画の総括について (2) 第8期介護保険事業計画の重点項目について 2 介護現場の状況について (1) 介護人材確保に向けての取り組みについて (2) 介護現場における新型コロナウイルス感染症防止の取り組み状況と支援の状況について 3 第8期介護保険事業計画について (1) 第8期事業計画期での第1号被保険者の保険料額について (2) 介護報酬改定に伴う利用料への影響について
5	望 月 克 治 ( 茅 野 市 )	介護保険の今後の課題について

## 令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第1号）

令和3年3月25日（木）

午後 2時00分 開会

### ○議事日程

- 日程第 1 議席の変更及び指定
- 日程第 2 選挙第 1号 諏訪広域連合議会副議長選挙について
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 選任第 1号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について
- 日程第 6 承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）
- 日程第 7 承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 8 承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合介護保険条例の一部を改正する条例）
- 日程第 9 議案第 1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて
- 日程第10 議案第 2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第12 議案第 4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第 6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第16 議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第17 議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第18 議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第19 議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 日程第20 議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第21 議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第 2 2 議案第 1 4 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

日程第 2 3 議案第 1 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

○広域連合長招集あいさつ

日程第 1 議席の変更及び指定

日程第 2 選挙第 1 号 諏訪広域連合議会副議長選挙について

○副議長就任あいさつ

日程第 3 会議録署名議員の指名

日程第 4 会期の決定

日程第 5 選任第 1 号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

日程第 6～日程第 2 3

承認第 1 号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）から議案第 1 5 号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正についてまで 1 8 件一括議題

○提出議案説明

議案第 1 号及び議案第 3 号、議案第 5 号から議案第 9 号、議案第 1 1 号から議案第 1 5 号 事務局長補足説明

議案第 2 号及び議案第 4 号、議案第 1 0 号 消防長補足説明

承認第 1 号質疑、委員会付託省略、討論、採決

承認第 2 号質疑、委員会付託省略、討論、採決

承認第 3 号質疑、委員会付託省略、討論、採決

議案第 1 号から議案第 1 5 号まで 1 5 件各質疑

議案第 1 号、議案第 2 号、議案第 4 号、議案第 7 号のうち所管部分、議案第 1 0 号及び議案第 1 1 号 総務消防委員会に付託

議案第 3 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 7 号のうち所管部分、議案第 8 号、議案第 9 号及び議案第 1 2 号から議案第 1 5 号 福祉環境委員会に付託

散 会

~~~~~

○出席議員（22名）

議 席

議 席

1番	金井敬子	2番	青木利子
3番	森安夫	4番	竹内巧
5番	伊藤正博	6番	望月克治
7番	伊藤勝	8番	野沢明夫
9番	井上登	10番	高木智子
11番	森山博美	12番	小泉正幸
13番	伊藤浩平	14番	百瀬嘉徳
15番	芳澤清人	16番	藤森博文
17番	吉田浩	18番	渡辺太郎
19番	今井秀実	20番	早出一真
21番	織田昭雄	22番	矢島尚

○欠席議員 (なし)

○説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	金子ゆかり	副広域連合長	今井竜五
副広域連合長	今井敦	副広域連合長	宮坂徹
副広域連合長	名取重治	副広域連合長	五味武雄
事務局長	前田孝之	会計管理者	松木史江
企画総務課長	小池秀昭	情報政策課長	小池徹
介護保険課長	依田利文	八ヶ岳寮寮長	牛尼淳夫
消防長	宮坂浩一	消防次長兼総務課長	花岡則秀

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書記長	前澤由美子	企画総務課総務係長	森井潤
書記	今井稜		

令和3年3月25日(木)

## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 (2-1)

開会 午後 2時00分

散会 午後 3時33分

(傍聴者 なし)

開 会 午後 2時00分

---

**渡辺太郎議長** ただいまから、令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会を開会いたします。

開 議 午後 2時00分

---

**渡辺太郎議長** これより、本日の会議を開きます。

議事に入る前に報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人であります。

下諏訪町から選出されておりました宮坂徹議員から、令和2年9月25日付で辞職願が議長宛てに提出され、これを許可いたしましたので、諏訪広域連合議会会議規則第146条第3項の規定により、報告いたします。また、これに伴い新たに森安夫議員が選出されましたので併せて報告いたします。

本定例会の日程は、あらかじめ配付いたしました。

---

#### ○広域連合長招集あいさつ

**渡辺太郎議長** ここで、広域連合長より御挨拶をお願いいたします。広域連合長。

[金子ゆかり広域連合長 登壇]

**金子ゆかり広域連合長** 本日ここに、令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には御多忙の中を御参集いただき、誠にありがとうございました。

春分の日も過ぎ、高島城の桜が今、花開こうとしている季節となりました。いよいよ年度末を迎えます。振り返りますと、今年度は新型コロナウイルス感染症に翻弄され続けた年でありました。これまでに感染された方々並びに周囲の皆様方に、心からお見舞いを申し上げますとともに、今もなお最前線で闘っておられる医療従事者の皆様をはじめ、介護サービス事業者の皆様並びに感染防止に御協力をいただいている地域の皆様方に深く感謝を申し上げます。

一日でも早く収束することを願い、当連合といたしましても、気を緩めることなく圏域住民の安全・安心に向けた取組をしてまいりますので、引き続き議員各位をはじめ圏域住民の皆様への御理解

と御協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会には、専決処分の承認案件3件、条例議案8件、補正予算2件並びに令和3年度一般会計及び特別会計の予算案5件、合わせて18件を提出いたしました。説明は後ほどさせていただきますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げ、挨拶といたします。

---

## ○日程第 1

### 議席の変更及び指定

**渡辺太郎議長** それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

初めに、日程第1 議席の変更及び指定を行います。

下諏訪町からの選出議員の変更に伴い、会議規則第4条第3項の規定により、3番金井敬子議員をただいま御着席の1番に変更いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、ただいま申し上げたとおり議席を変更することに決定いたしました。

続いて、会議規則第4条第2項の規定により、新たに選出された森安夫議員の議席をただいま御着席の3番に指定いたします。

---

## ○日程第 2

### 選挙第 1号 諏訪広域連合議会副議長選挙について

**渡辺太郎議長** 次に、日程第2 選挙第1号。これより、諏訪広域連合議会副議長選挙の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長から指名をいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定いたしました。

副議長に、金井敬子議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま指名をいたしました金井敬子議員を、副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、金井敬子議員が副議長に当選されました。

---

**渡辺太郎議長** ただいま副議長に当選された金井敬子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知をいたします。

---

#### ○副議長就任あいさつ

**渡辺太郎議長** ここで、金井敬子議員の御挨拶をお願いいたします。

[金井敬子副議長 登壇]

**金井敬子副議長** ただいま副議長に選任をいただきました金井敬子です。短い任期になりますが、広域連合の果たす役割の重要性と、それに対する地域住民の期待の大きさを十分に認識した上で、職務を全うしたいと思います。

正副連合長をはじめ議員の皆様、職員の皆様方には格別なる御指導、御協力を賜りますようお願い申し上げます。副議長就任の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

---

#### ○日程第 3

##### 会議録署名議員の指名

**渡辺太郎議長** 次に、日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は議長において、6番望月克治議員、16番藤森博文議員を指名いたします。

---

#### ○日程第 4

##### 会期の決定

**渡辺太郎議長** 次に、日程第4 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、本日から3月26日までの2日間といたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は2日間と決定いたしました。

---

#### ○日程第 5

##### 選任第 1号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任について

**渡辺太郎議長** 次に、日程第5 選任第1号 諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。諏訪広域連合議会常任委員会委員の選任については、諏訪広域連合議会委員会条例第6条の規定により、森安夫議員を福祉環境委員会委員に指名いたします。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、森安夫議員を福祉環境委員会委員に選任することに決定いたしました。

- 
- 日程第 6  
承認第 1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定める  
について）
- 日程第 7  
承認第 2号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合介護保  
険特別会計補正予算（第2号））
- 日程第 8  
承認第 3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合介護保険条例の一  
部を改正する条例）
- 日程第 9  
議案第 1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについ  
て
- 日程第 10  
議案第 2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正  
について
- 日程第 11  
議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 12  
議案第 4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 13  
議案第 5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第  
1号）
- 日程第 14  
議案第 6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 15  
議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 16  
議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第 17  
議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第 18  
議案第 10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第 19  
議案第 11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予

## 算（案）

### ○日程第20

議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

### ○日程第21

議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について

### ○日程第22

議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

### ○日程第23

議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

渡辺太郎議長 日程第6 承認第1号から日程第23 議案第15号までの18件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。広域連合長。

金子ゆかり広域連合長 それでは、各議案につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額を定めるについて）は、茅野消防署西部分署の救急自動車が他の車両との接触により相手に損害を与えた事故について、和解と損害賠償の額を定めたものであります。早期に和解する必要があるため、専決処分をいたしました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））は、介護報酬改定に伴う介護保険システムの改修費として増額補正をしたものであります。早期の対応が必要なことから、専決処分をいたしました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合介護保険条例の一部を改正する条例）については、介護保険料の延滞金の割合に関して、準用する地方税法の改正に伴い、条例上の用語の整備が必要となったことによる改正で、急を要するために専決処分をいたしました。

次に、条例議案について御説明いたします。

議案第1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについては、かつて諏訪地域伝染病施設組合に在籍していた対象となる職員が令和3年度末をもって退職することにより、退職手当の支払いを目的に設置したこの基金の役割が終わるため、条例を廃止とするものであります。

次に、議案第2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

は、消防職員が救急活動において新型コロナウイルス感染者等に接して従事した場合に、新たな特殊勤務手当を支給するなどの一部改正であります。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正については、第8期介護保険事業計画に基づき新たな保険料率を定めるため、一部改正を行うものであります。

次に、議案第4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正については、電気自動車の普及により需要の増加が予想される大型の充電設備が、火災予防に関わる対象施設として条例の整備が必要となったことなどから、一部改正を行うものであります。

次に、補正予算案について御説明いたします。

議案第5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）は、前年度決算における繰越金の八ヶ岳寮基金への積立てと、職員の退職手当支給に必要な補正を行うものであります。

次に、議案第6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）は、地域支援事業での介護予防生活支援サービス費の増加に伴い、関連する市町村負担金を増額補正するとともに、前年度からの繰越金のうち介護給付費準備基金への積立て可能額を増額補正するものです。

次に、議案第7号から議案第11号までの令和3年度予算議案について御説明を申し上げます。

議案第7号の一般会計につきましては、総額3億7,620万円を計上いたしました。情報システムの更改に伴う費用を計上したほか、小児夜間急病センター事業費では、患者数の減少で診療収入が減少していることから、事業運営の安定化を図るため管理委託料を増額いたします。また、令和4年度を初年度とする第5期広域計画の策定に取り組んでまいります。

議案第8号の救護施設八ヶ岳寮特別会計は、総額3億9,753万円を計上いたしました。老朽化したエアコンの更新や居室の洋室化など、利用者の安全・安心の確保と快適に過ごせるために必要な環境整備を行ってまいります。

議案第9号の介護保険特別会計は、総額197億9,840万9,000円を計上いたしました。令和3年度から始まる第8期介護保険事業計画の下に、持続可能な安定した介護保険事業の運営を目指して、構成市町村やサービス提供事業者、各種団体等と連携し事業運営に取り組んでまいります。構成市町村からの負担金収入は、保険給付費等について新たな負担割合で計上いたしました。また、広報やイベントなどを通じて圏域住民に対する介護保険制度の周知に努めるとともに、介護従事者確保のための取組を引き続き積極的に行ってまいります。

議案第10号の諏訪広域消防特別会計は、総額25億3,821万8,000円を計上いたしました。圏域住民の安全・安心を確保するため、消防団や警察機関、市町村等との連携・協力体制の下に引き続き救急活動や火災予防業務に取り組んでまいります。また、老朽化した2台の車両を更新するほか、災害対応資機材等の計画的な配備を行い、災害に備えた万全な出動体制を構築してまいります。

議案第11号の諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計は、総額1,666万2,000円を計上いたしました。広域連合のホームページの更新や婚活支援事業、LCV-FMを活用した行政情

報の発信、臨時災害放送局の開設訓練などを行ってまいります。

次に、議案第12号から議案第15号は、いずれも介護保険関係の条例議案であります。

まず、議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正については、介護予防支援事業者の運営基準等について、厚生労働省令の改正に基づき条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正については、地域密着型介護予防サービスに規定するサービスの運営基準等について、厚生労働省令の改正に基づき、条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正については、地域密着型サービスに規定するサービスの運営基準等について、厚生労働省令の改正に基づき条例の一部改正を行うものです。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正については、居宅介護支援事業者の運営基準等について、厚生労働省令の改正に基づき条例の一部改正を行うものです。

以上で、提案をいたしました各議案の説明を終了いたしますが、新年度予算につきましては関係市町村が厳しい財政運営を強いられている現況に鑑み、事務事業のさらなる効率化に努めるとともに、圏域住民の安全・安心や福祉に直結する事務事業につきましては、サービスの向上に努めるべく編成をいたしました。なお、各議案の細部につきましては事務局長、消防長から説明をさせていただきます。

以上、申し上げまして提出議案の説明といたします。よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** それでは私から、消防関係を除く議案につきまして一括説明させていただき、消防に係る議案につきましては消防長より補足説明をいたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて説明を申し上げます。

まず、この基金条例の制定の経緯から御説明させていただきます。この伝染病隔離病舎は、昭和56年に当時の伝染病であるコレラや赤痢、チフス、結核などの感染患者を受け入れるための伝染病隔離病舎を当時の市立岡谷病院内に設置し、一部事務組合である諏訪地域伝染病施設組合が特別会計を設けて運営をしておりました。

その後、法律の改正により伝染病隔離病舎事業が県の事業に移行されたことを受けまして、平成10年度末をもってこの一部事務組合は解散し、諏訪広域連合の前身である諏訪広域行政組合に統合され、伝染病施設組合の職員として採用した2名の職員は岡谷市に身分が移り、岡谷市民病院に勤務となりました。一部事務組合の特別会計に残った資金については、この2名の職員が退職する

際の退職手当に充てることを目的に平成12年に基金条例を制定し、当時の諏訪広域行政事務組合に引き継がれ、現在に至っているものであります。

2名の職員のうち1名は既に退職しておりますが、残る1名が令和3年度をもって定年退職となる予定であり、支給する退職手当のうち伝染病隔離病舎に勤務していた期間に相当する額を当連合が負担する財源としてこの基金の取崩しを予定しております。これによりまして退職手当基金の役目が終わるため、関係予算の上程に併せてこの条例の廃止を上程するものでございます。

附則は施行期日を定めたもので、退職手当の支払日以降の令和4年4月1日とするものであります。

続きまして、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、介護保険法第129条第2項の規定により、第1号被保険者に係る介護保険料額を3年に一度見直しが必要なことから、改正を行うものであります。内容は、新たな保険料を適用する期間及び保険料額となります。

適用する期間といたしましては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画期間とし、保険料額につきましては、それぞれの保険料率により算定される額となります。

第8期介護保険事業計画での保険料額は、要介護等認定者の増加に伴い保険給付費の上昇が見込まれることから、基準額を第7期介護保険事業計画での月額5,350円、年額6万4,200円から、月額5,450円、年額6万5,400円に改め、この基準額を基に各保険料率で保険料額を算定し、それぞれ改定するものであります。また、所得の少ない第1号被保険者に対する軽減保険料額の適用期間についても、同期間と定めるものであります。

続きまして、議案第5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,837万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,205万7,000円とするものです。

続いて、事項別明細書により説明をいたします。10、11ページ歳入でございます。

6款2項2目救護施設八ヶ岳寮退職手当準備積立基金繰入金に、令和2年度末をもって急遽退職となる職員の退職手当として繰り入れるため695万9,000円を、7款1項1目繰越金に、令和元年度八ヶ岳寮特別会計決算における基金への積立て可能額1,141万6,000円を増額補正するものであります。

続きまして、12、13ページ、歳出でございますが、2款1項1目施設管理費退職手当等に695万9,000円を、積立金に1,141万6,000円を増額補正するものであります。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

第1条により、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,254万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ209億3,921万7,000円とするものです。

続いて、事項別明細資料で説明をいたします。10、11ページ、歳入でございます。

2款1項1目関係市町村負担金に、地域支援事業の介護予防生活支援サービス費の事業費増額に伴い400万円を、9款1項1目繰越金に、介護給付費準備基金への積立額が確定したことにより2億1,854万1,000円を増額補正するものです。

続きまして、12、13ページをお願いいたします。

歳出につきましては、4款1項1目介護給付費準備基金積立金に2億1,854万1,000円を、5款1項1目介護予防生活支援サービス事業費に400万円をそれぞれ増額補正するものです。説明は以上になります。

続きまして、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）につきまして説明を申し上げます。予算書1ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,620万円と定めるものです。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明を申し上げます。

8、9ページを御覧ください。歳入の内訳となります。1款1項1目関係市町村負担金は、2億1,181万6,000円の計上でございます。

2款2項1目介護保険関係負担金は、介護保険の低所得者の保険料軽減に係る国の負担金で、軽減額の2分の1に相当する7,900万円の計上であります。

3款1項3目衛生費県補助金の小児初期救急医療体制整備事業補助金は、小児夜間急病センターの運営に対する県補助金で170万円の計上でございます。

同款2項1目介護保険関係負担金は、国庫負担金同様、低所得者の保険料軽減に係る県負担金で、軽減額の4分の1に相当する3,950万円の計上となっております。

10、11ページをお願いいたします。5款2項4目旧伝染病隔離病舎退職手当基金繰入金は、旧伝染病隔離病舎に勤務していた職員1名の退職手当を負担するための繰入金で、1,110万5,000円（同日、111万5,000円の訂正あり）の計上であります。

5目総合福祉基金繰入金は、小児夜間急病センターに対する指定管理料に充てるため、1,200万円の繰入れを行います。

次に12、13ページをお願いいたします。歳出の内訳となります。2款1項1目一般管理費は、1億3,539万8,000円の計上で、主に職員人件費等の一般管理経費となります。

16、17ページをお願いいたします。令和4年度を初年度とする第5期広域計画策定経費として31万円を新たに計上し、情報システム管理事業費として情報系システム交換に伴う経費を含め、情報関連経費として3,522万7,000円の計上であります。

3款1項1目高齢者福祉費は、介護保険の低所得者対策に係るもので、社会福祉法人による減免事業補助金と低所得者の保険料軽減に係る介護保険特別会計の繰出金など、1億6,672万5,000円の計上であります。

18、19ページをお願いいたします。4款1項1目病院群輪番制病院運営費補助事業費は、圏域住民の2次救急医療を確保するための圏域内6病院に対する運営費補助金で、3,305万

1, 000円の計上であります。

同項2目小児夜間急病センター事業費は、患者数の減少により診療収入が減少していることから、事業運営の安定化を図るため指定管理料を増額し、3, 591万8, 000円の計上であります。

32、33ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますけれども、負担割合は規約で定められており、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載してあります。

一般会計の説明は以上であります。

続きまして、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について説明申し上げます。

予算書の35ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億9, 753万円と定めるものです。

42、43ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。1款1項1目関係市町村負担金は、八ヶ岳寮改築に係る公債費を賄うため広域連合構成市町村が負担するもので、4, 258万8, 000円の計上であります。

同項2目民生費負担金は、現在の入所者の入所を対応した市が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、入所者98名分、2億4, 189万7, 000円の計上であります。

3款1項1目民生費県負担金は、県が負担する施設事務費負担金及び施設生活費負担金で、町村から入所となった方が対象となり、29名分、7, 202万9, 000円の計上であります。

6款2項1目救護施設八ヶ岳寮基金繰入金は、空調設備、ガス設備及び公用車更新の財源に充てるため2, 163万円を繰り入れるものです。

46、47ページをお願いいたします。ここから歳出となります。2款1項1目施設管理費は、施設運営に係る職員人件費等の一般管理経費で、主な内容といたしましては、空調機器等の更新に伴う工事費は、身体機能が低下した高齢入所者が利用しやすくなるための居室の洋室化の経費など、2億5, 652万8, 000円の計上であります。

続きまして、48、49ページをお願いいたします。同項2目施設事業費は、燃料費、光熱水費、賄い材料費、入所者小遣いや利用者居室照明器具、介護用ベッド、自動洗濯機など利用者の直接使用に係る経費となっており、9, 741万4, 000円の計上であります。

続きまして、50、51ページをお願いいたします。3款1項公債費ですが、これは平成13、14年度にかけて行われた八ヶ岳寮の全面改築工事に伴う起債の元利償還金に係るもので、4, 258万8, 000円の計上であります。なお、この起債の償還につきましては令和4年度をもって償還が終了となります。

60ページを御覧ください。こちらは地方債に関わる調書で、令和3年度末の地方債現在高の見込額は667万5, 000円になります。

61ページは関係市町村負担金内訳ですが、経常経費分は該当がなく、公債費分のみとなっております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について説明を申し上げます。

予算書63ページを御覧ください。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ197億9,840万9,000円と定めるものです。

72、73ページをお願いいたします。歳入の内訳になります。1款1項1目第1号被保険者保険料は41億2,327万1,000円で、令和3年度からの第8期介護保険事業計画において算定された第1号被保険者の保険料の基準額の改定が行われ、8,702万1,000円の増となっております。

2款1項1目関係市町村負担金は27億7,559万円で、このうち1節保険給付費関係負担金は22億8,963万4,000円の計上で、令和2年度に関係市町村間での負担割合の見直しが行われ、令和3年度から保険給付費割20%、人口割80%で負担することとなります。

2節地域支援事業関係負担金は1億8,533万9,000円で、地域支援事業での市町村定率分を関係市町村が負担するもので、これも令和2年度に関係市町村間での負担割合の見直しが行われ、令和3年度からこれまでの人口割での負担から高齢者人口割での負担となっております。

4款1項1目介護給付費国庫負担金、74、75ページになりますけれども、5款1項1目介護給付費交付金、6款1項1目介護給付費県負担金は、保険給付費を国・県・市町村・支払基金が一定の割合で負担するものであります。

8款1項4目低所得者保険料軽減繰入金につきましては、1億5,800万円の計上で、先ほどより申し上げております第1号被保険者の改定に伴い500万円の増額となっております。

同款2項1目介護給付費準備基金繰入金は、3,117万4,000円を計上し、第8期介護保険事業計画期間における第1号被保険者保険料の軽減のため、介護給付費準備基金から繰入れをするものです。第8期介護保険事業計画では、計画期間の3年間で総額5億3,800万円を繰り入れる予定となっております。

歳入についての説明は以上となります。

続きまして、歳出の主な内訳について説明を申し上げます、80、81ページをお開きください。

介護現場のイメージアップや介護従事者の定着を図るため、介護従事者確保・定着事業として319万2,000円の計上であります。この介護従事者確保・定着事業は令和2年度に続けての実施となり、「広報すわこういき」への記事掲載や介護フェアの経費でございます。

次に84、85ページをお願いいたします。2款保険給付費の総額183億1,706万8,000円は、第8期介護保険事業計画に基づき計上いたしました。なお84ページ、85ページから、94、95ページの特定入所者介護サービス等費までの2款の総額は、第8期介護保険事業計画に基づき保険給付に必要な額を計上したものととなります。

84、85ページに戻りまして、2款1項介護サービス等諸費は170億1,758万6,000円の計上で、要介護認定者のうち、要支援の方を除く要介護1以上の方々に対するサービス給付費となります。この介護サービス等諸費の主な歳出は、1目居宅介護サービス給付費、

3目地域密着型介護サービス給付費、5目施設介護サービス給付費の三つの給付費となります。

次に96、97ページをお願いいたします。5款地域支援事業費は11億6,788万円で、国の定めによりその額が定められますが、その範囲の中で関係市町村からの要望額により計上しております。

114、115ページを御覧ください。こちらは関係市町村負担金の内訳となり、各事務事業別に関係市町村の負担金を掲載しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について説明申し上げます。

151ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,666万2,000円と定めるものであります。

158、159ページをお願いいたします。歳入の内訳でございますが、2款財産収入は987万4,000円の計上で、基金利子収入の減により約400万円の減となります。

4款繰入金は500万円の計上で、ホームページ構築費用に充てるために前年度にふるさと振興基金に積立ていたしました分の繰入れを行います。

160、161ページをお願いいたします。歳入の内訳でございますが、1款1項1目ふるさと振興事業費は1,656万2,000円の計上となっており、事業ごとに主な内容について説明を申し上げます。

まず、ふるさと振興事業費ですが、婚活支援イベント等の委託料に222万5,000円を計上いたしました。これは前年度予定していた事業が新型コロナウイルスの影響で実施できなかったため、前年度と同額の計上とするものでございます。

次に情報ネットワーク推進事業費では、ホームページ更新委託料として600万円を計上しております。ふるさと振興基金取崩しによる繰入金の500万円は、この費用に充てるものでございます。

防災対策事業費では、隔年で実施している臨時災害放送局開設訓練実施委託料106万7,000円を計上しております。

説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正についてを説明申し上げます。これから説明をいたします介護保険関係の4件の条例の一部改正につきましては、コロナ感染症等の対策関連により厚生労働省令の改正に伴い条例の一部を改正するものでございます。

議案第12号につきまして、この条例は介護予防支援事業者の運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、1. 感染症や災害への対応力の強化、2. ハラスメント対策の強化、3. 会議や多職種連携におけるICTの活用、4. 文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務の負担軽減、5. 高齢者虐待防止の推進について、記載内容の変更及び項目の追加となります。

続きまして、議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例は、地域密着型介護予防サービスに規定するサービスの運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、1. 感染症や災害への対応力の強化、2. みとりへの対応の充実、3. 介護予防サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進、4. 介護人材の確保・介護現場の革新、5. テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化、業務負担軽減の推進、6. 文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減の推進について、記載内容の変更及び項目の追加となります。

本条例で規定しているサービスは、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護となります。

続きまして、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例は、地域密着型サービスに規定するサービスの運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、1. 感染症や災害への対応力の強化、2. みとりへの対応の充実、3. 介護サービスの質の評価と科学的介護の取組の推進、4. 介護人材の確保・介護現場の革新、5. テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化、業務負担軽減の推進、6. 文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減の推進について、記載内容の項目及び変更項目の追加となります。

本条例で規定しているサービスは、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護となります。

最後に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について説明を申し上げます。

この条例は居宅介護支援事業者に関する運営基準等を定めておりますが、改正の内容は、1. 感染症や災害への対応力の強化、2. ケアマネジメントの質の向上と公平中立性の確保、3. 介護人材の確保・介護現場の革新、4. テクノロジーの活用や人員基準・運営基準の緩和を通じた業務効率化、業務負担軽減の推進、5. 文書負担軽減や手続の効率化による介護現場の業務負担軽減の推進について、記載の内容の変更及び項目の追加となります。

ここで、大変申し訳ございません。議案第7号の一般会計予算につきまして、予算書10、11ページの歳入で御説明いたしました、旧伝染病隔離病舎に勤務していた1名分の退職手当に負担するための繰入金額ですが、先ほど1,110万5,000円と申し上げましたが、111万5,000円と訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。

以上、消防関係を除く議案についての説明を終了とさせていただきます。

**渡辺太郎議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** それでは私から、消防に関する議案3件につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について説明申し上げます。

改正理由でございますが、新型コロナウイルス感染症の感染者もしくはその疑いのある者に接して消防業務に従事した職員に対し、特殊勤務手当を支給するため、一部改正するものでございます。

改正の経過であります。新型コロナウイルス感染症の急速な世界的な拡大により、11月27日付で特殊勤務手当の支給に関する人事院規則の一部改正が行われ、感染リスクや精神的緊張の高い業務にも適用されることとなりました。当広域連合といたしましても、救急現場における感染防止対策の徹底や感染防止資機材の備蓄整備等に加え、新型コロナウイルス感染症対策に万全を期す必要があることから、手当の支給を規定することとしたものであります。

なお手当の額につきましては、人事院から示された日額1,500円から1,000円に対し、感染症の傷病者に対応する準備や活動時間、活動後の消毒にかかる時間等を勘案するとともに、県内の各消防本部における支給状況等も参考とする中で、新型コロナウイルス感染症の感染者もしくはその疑いのある者に接して従事した職員に対し、1回500円を支給するとしております。

新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。左側、改正後の別表中、上から3段目の夜間勤務手当を当直勤務手当に改め、新たに感染症従事手当として、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に規定する新型コロナウイルス感染症の感染者もしくはその疑いのある者に接して従事した職員に、1回500円を手当として支給するものであります。

附則といたしまして、この条例は令和3年4月1日から施行し、新たに加えました新型コロナウイルス感染症の感染者もしくは疑いのある者に接して従事した職員の規定は、令和2年4月3日に遡及して適用するとしております。

続きまして、議案第4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正についてを説明申し上げます。

改正の経過でございますが、2050年温室効果ガス排出実質ゼロ目標に向け、今後電気自動車のさらなる普及と、これに搭載する電池の大容量化が進んでくることが予想されるため、電気自動車を充電する設備においても大出力の急速充電設備の需要が増えることから、火災予防に係る対象設備として条例の整備が必要となったため、火災予防条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、主なものとして、第3条及び第18条につきましては字句を修正したものでございます。次の第8条の3につきましては、第49条第10号に急速充電設備を追加したため、燃料蓄電池設備が同条第11号に繰り下がったものでございます。第11条の2につきましては、1点目として「電気を動力源とする自動車」を「電気自動車」に改めたものであります。2点目として、急速充電設備の全出力を、50キロワットを200キロワットに改めたものであります。3点目として、第1号及び第13号から第16号に、急速充電設備の全出力200キロワットに対応した安全対策の基準が追加されたものであります。第49条につきましては、第10号に

急速充電設備を追加するとともに、第14号の字句を改正したものでございます。

附則であります。この条例の施行期日を令和3年4月1日からとするもので、経過措置として施行の際、現に設置または工事されている急速充電設備については、従前の例によるものとしてあります。次の新旧対照表の説明は省略させていただきます。

続きまして、議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について説明を申し上げます。

予算書117ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億3,821万8,000円と定めるものであります。

第2条地方債は、地方自治法第230条第1項の規定により定めたものであります。内容は、120ページ第2表に記載しておりますので説明は省略させていただきます。

次に、予算の内容につきまして事項別明細書により説明申し上げます。126、127ページを御覧いただきたいと思っております。歳入の内訳になります。1款1項1目関係市町村負担金は、23億6,802万9,000円の計上でございます。消防指令システム等の部分更新の完了に伴い、減額となっております。

2款1項1目消防手数料は140万円の計上で、危険物許認可等の手数料でございます。

7款1項1目消防債は9,110万円の計上で、水槽付消防ポンプ自動車及び高規格救急自動車の更新整備に係る起債でございます。

次に130、131ページをお願いいたします。ここから歳出となります。1款1項1目一般管理費は、職員の人件費、研修等の職員管理に係る経費などで、20億1,606万6,000円の計上となっております。

同款2項1目常備消防費は1億7,056万8,000円の計上で、燃料費、通信指令システム有償交換部品等の経費が減となっております。

2項2目消防施設費は1億1,491万2,000円の計上で、消防指令システム等の部分更新の完了に伴い減額となったほか、茅野消防署北部分署の建物耐震診断の実施及び車両の更新整備などの経費を新たに計上いたしました。

134、135ページをお願いいたします。2款公債費は2億3,467万2,000円の計上で、1項消防本部公債費で、令和元年度に更新いたしました高規格救急自動車の償還が増となっております。

138ページからの給与費明細書、147ページの地方債の現在高の見込みに関する調書についての説明は省略させていただきます。

148ページ、149ページをお願いいたします。関係市町村負担金内訳でございますので御覧いただきたいと思っております。

消防に関する議案の説明は以上でございます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

**渡辺太郎議長** これより、承認第1号 専決処分の承認を求めるについて（和解及び損害賠償の額

を定めるについて)、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第1号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第1号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号 専決処分の承認を求めるについて（令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第2号））について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第2号は委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

次に、承認第3号 専決処分の承認を求めるについて（諏訪広域連合介護保険条例の一部を改正する条例）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。承認第3号は委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより、承認第3号について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより、承認第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 今井秀実です。数点質問させていただきたいと思えます。

第8期に入るということで、保険料について基準額の第5段階で、これまでの月額5,350円というものを100円引き上げて月額5,450円にしていくという内容をベースにした条例改正だと思うんですが、自分の思いでは、被保険者の生活実態とかを考えれば、たとえ月額100円でも引上げをするということはいかがかと思えますので、その観点で数点質問させていただきたいと思うんですが、40歳から64歳までの2号被保険者であれ、65歳以上の方全ての年金生活者の実態であれ、どちらも賃金は上がってこない、年金は下がるばかり、さらに消費税の負担も大きくのしかかっているということなどを考えれば、相当介護保険料そのものの負担というのも重くのしかかっている現状だと思うんですが、その辺をどんなふうに見ておられるかということが一つであります。

それから基金の残高がかなりある中で、基金からの繰入れをしっかりとやれば、この条例改正、保険料の引上げをしなくても済むんじゃないかという思いがありますので、後の議案ともちょっと関連するんですが、令和2年度末の基金残高と今回のこの額に設定していくに当たっての基金繰入れ

の予定額についてお伺いしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、ただいまの御質問につきましてお答えしたいと思います。介護保険料の生活に対する負担感ということでございますが、介護保険料につきましては計画期間3年間の保険給付費の必要量に対しまして、1号、2号の方々がそれぞれ保険料を御負担いただくという形になるわけでございます。

第7期から第8期に対しましての給付費の上がり幅については、2.1%ほどのアップ率でございました。今回、5,350円から5,450円ということの100円アップがどの程度かと申しますと、1.8%の上昇になるものでございます。ですので、給付費が上がる率と保険額の上がる率では若干、そこに対比せずに抑えさせていただいたということでございますが、この保険料を決めるに当たりましては、介護保険委員会での1号、2号の被保険者を含めた方の御意見も含めた中で、第9期、第10期のこの先の高齢化率の頂点に立つまでを見通した中で、この第8期は若干負担のない、感じない程度の中で上げましょうという形の中で、御議論いただいた中で100円アップということで決定させていただいたという状況でございます。

次に基金の残高のお話でございますけれども、基金残高につきましては令和2年末で11億円の基金残高になる予定でございます。後ほどの補正予算の中でもございますが、11億円という予定になっております。その中で、第8期の基金充当額につきましては5億3,800万円を見込んであるものでございます。

この5億3,800万円につきましては、5,450円にするための一つの充当額の御議論をいただいた中で出てきた数字でございまして、じゃあ残りがあるではないかということもございますが、これは第9期に持っていくことで、大幅に上がる予定の第9期につきまして軽減をするための一つの取組として残させていただいたという御議論の中でのものでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 被保険者の生活実態が苦しくて、各種負担も重くなっている中で介護保険料もここで上がるということで、その事実は変わらないと思うんですが、基金残高が11億円あれば5億3,800万円にとどめないでもう少し上積みして、これまでと同じ据置き、月額でいえば5,350円というのと同額にする対応ができるはずと思うんですが。その辺、実際にこれは試算されていると思うんですが、今のまま据え置くという対応を取ったとすると基金繰入金は何らになるのかという見込み、試算をされていると思いますので、ちょっとその辺も教えていただきたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 現状の5,350円に、第8期の給付費から考えた中での投入額とした場合については約8億円という考え方で、ざっくりな試算ではございますが、8億円程度はかかるだろうということでお示ししているものでございます。

**渡辺太郎議長** 今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 11億円あれば8億円を充当していくということは十分可能だと改めて思うんですが、さらにその先を見越してという説明を受けましたが、今この局面、第8期をどうするかということが重要だと思うんですが、そのあたりをもう一度お願いしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 保険料の決定に当たりましては、介護保険委員会の第1号、第2号の皆さんの御意見も十分聞いた上で、御意見を踏まえた上での決定でございます。第8期につきましては、御議論の中では第9期、第10期に向けて負担感を抑えたいということで、急激な上がり方を緩和したいということでございまして、現状維持というよりは50円ないし100円というところで上げましょうということで御議論をいただいた経緯がございます。

ですので、事務的な考え方の中で決めてきたというわけではございませんし、第9期には6,000円にはなるだろうという試算が出ております。またその先になりますと6,500円、また令和22年には8,000円になってくるという状況が試算されている中でございまして、ここで若干、第9期に向けては少し上げたほうがいいのではないかとございまして、また諏訪広域といたしましては、6期、7期と5,350円で6年間維持をさせていただいた経緯がございまして、これが9年間になっていったときに次の第9期のときへの上げ幅がかなりの額になるということも踏まえての、委員の皆さんの御意見を十分お聞きした上での決定という見込みでございます。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、質疑はありませんか。  
竹内巧議員。

**4番竹内巧議員** お願いします。ページは10、11ページになります。ここで、繰入金ということで総合福祉基金繰入金を1,200万円入れております。説明としては、この使途として小児夜

間急病センターの利用患者の減少に伴う経営安定化ということで御説明をいただいているところなんですが、歳入全体を見たときに、これを基金の取崩しで繰入金で1,200万円を捻出するのか、分担金及び負担金という形で処理するのか、その辺の考え方を教えてください。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** 小児夜間急病センターにつきましては、先ほど説明したとおり患者が減少しているということで、診療報酬が落ちてきているということで、最初は市町村への負担金を求めるという議論も確かにございました。総合福祉基金も実際にございまして、子供のことでございまして、福祉基金を取り崩して一旦財源措置しようという考え方で今回繰入金をするという考え方に至ったという経緯がございます。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 2点ほど質問させていただきたいと思います。入所者の数、先ほど数字も言われたんですが、改めて合計何人の状況かということが一つです。

それから52、53ページの給与費明細書のところをちょっと見せていただくと、職員数が前年度と比べて5人少なくなっているということで、八ヶ岳寮の利用をされている方は年齢も高く、高齢化が進んで、それへの対応というのはなかなか困難という説明をずっと受けてきているんですが、この職員数を5人減らしてやっていけるのかという心配がちょっとありますので、その辺はどんな状況かお聞きしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** まず最初の御質問でございますけれども、入所者数の関係になります。今年度末現在です、見込みといたしまして130人ちょうどでございます。なお、来年度予算計上に際しまして見込んだ入所者数につきましては、若干の減を見込みまして127名平均で見込んでございます。

もう1点の御質問になりますけれども、職員数の減ということでございます。この内容について御説明をさせていただきますが、52ページ、53ページ、54ページにそれぞれ正規職員と会計年度任用職員、この合計が52ページの上段の部分にございます。議員おっしゃるように今年度、来年度予算が34名、前年度は39名ということで合わせてマイナス5名という形になっております。

この内容につきましては、正規職員につきましては昨年6名でしたけれども、本年度中に育休職員です、育休でありました職員が3名おりますけれども、このうち2名が個人の都合で退職という形になりました。うち1名につきましては本年度、令和2年度をもって急遽退職ということでのマイナス3名でございます。

あと会計年度任用職員ですね。これにつきましては13名から11名ということで2名の減という形になっておりますけれども、これにつきましては、なかなか会計年度任用職員も採用が難しくなっているということで、頭数というものでそろえるのではなくて勤務時間を長くお勤めいただく、あるいは業務の内容を少し幅広く持っていただくという形の任用形態に変えさせていただいて、13名から11名という形で2名減ではありますけれども、その分勤務時間の長、あるいは業務内容の拡充という形で補っていくという形で考えております。

なお、正規職員の減につきましては、来年度から始まります採用計画の中で、この欠員分については補充等について検討してまいりたい。令和4年度につきましては、その欠員分について一定程度補充してまいりたいと考えています。

なお来年度、確かに今言ったように欠員がありますので、サービス・支援はどうかということでもありますけれども、なお若干の加配ができています状況ではありますので、利用者の安全・安心、サービスの維持といった面では担保されていくということで考えております。以上です。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、質疑はありませんか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 数点質問させていただきたいと思います。68ページが一番見やすいかなと思って、そこをちょっと開かせていただいておりますが、入りの保険料の総括ということで、保険料は昨年度と比較して8,702万1,000円ですか、増収になってくる。先ほどの言葉を使えば被保険者への負担増となってくる。このことを、先ほどとちょっと重なってしまうんですが、どう評価しているかというのが一つです。

それから、84ページからの保険給付費ですが、先ほど保険給付費の上昇率みたいなことを言われましたが、予算上はむしろ6億6,377万7,000円減ということで、保険料は高くなるけれども保険給付費はかなり削減されると、この2か所を見るところなんですが、その関係性などについての評価をお聞きしたいと思います。

あと、どのページとちょっと見えないところもあるんですが、いわゆる補足給付といいますか施設入所者に対する居住費、食費に対する一定の補助という部分のうち、何かそれが少し圧縮されるという改定内容などが第8期に入っていたかと思うんですけれども、その辺、補足給付だけでなく利用者への影響があるような部分の大きなところがありましたらお聞きしたいと思います。以上です。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、3点いただきました御質問にそれぞれお答えしていきたいと思っております。まず1点目でございます。68ページでございます保険料の比較の部分でございます。先ほど申し上げた5,450円になったということで、1.8%ほど上がったということもございま

して、納めていただく額は当然上がるだろうということで理解をしているところでございます。

続いて、84ページの保険給付費の関係でございますが、ここがなかなか御理解いただけるかというところで非常に難しいお話をする話になるわけでございますが、介護保険事業計画は3年ごとの給付費を見ていきます。その給付費は前年度の実績等を踏まえた上で積み上げをさせていただくと。それで、その計画期間に整備をする予定の新たな施設だとかサービスだとかも含んだ上での給付費全体という形になるものでございます。3年間のうち、それが均等になるわけではなくて、1年目、2年目、3年目で施設整備ができていくことで給付費は上がっていくと。そのトータルの3年間の給付になるということで、前年度が第7期、令和2年が7期の最終年度でございます。

第8期の初年度が令和3年でございますので、まだ施設整備がされるであろうと見込まれていた令和7年の給付費で見えていますので、第8期は精査をさせていただいた施設整備分がございますので、1年目は下がるという状況になりますので、ここで給付費が下がったように見えるわけではございますが、トータルでいえば先ほど申し上げたように2.1%ほどアップが出ている状況でございます。

それから3点目でございますが、制度改正によりまして利用者負担の関係のお話だとは思いますが、これまで施設入所をされていた方々の非課税世帯の方々を中心として、その食費、居住費等々の軽減をさせていただく特定入所者生活介護というサービスがございます。それが第1・第2・第3段階の方々については、それぞれの額で軽減をして上限額の中で納めていただくという形でしたが、令和3年度からの制度改正によりまして、その第3段階の方々の中を2段階に分けて、今までの額よりも多めに負担をしていただく形に。ただ、補助はしないわけではないですが、補助額はちょっと下げさせていただいてという形になりますので、今まで第3段階の方で補助を受けていた方が、来年度8月以降になりますけれども、課税状況によってその対象が若干額が下がるという状況は生まれてくるということが制度改正の一つでございます。

そういう改正をした理由といたしましては、より精緻化をさせていただいて、納められる人は納めていただくという形を国は考えてというものでございますが、負担を全くなくなるということではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

それからまた高額介護サービス費につきましては、その基準額につきまして、今まで4万4,400円だった基準額を所得段階によりまして、より基準額を増やしまして、最高額で14万円という形のところを基準額とした高額介護サービス費の基準額の改正をされることでございます。そうなりますと、今まで高額介護サービス費が戻っていた方々が若干戻らなくなるということもございまして、それは所得の高い方々でございますので、ちょっと状況はまたどんなふうになるかということとはまた見たいとは思っておりますが、一応そんな制度改正にはなる予定でございます。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、質疑

はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。望月克治議員。

**6 望月克治議員** 数点お聞きします。まず、この議案書の中の12ページに、この変更のところが部分なんですけれども、かなり規制緩和的な面が見られて、この12ページの4番、指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかがあるときはオペレーターを充てなくていいとか、そういったことがあります。こういった施設が広域連合下にあるのかということ。

同様のことなんですけれども、15ページですね。15ページには第56条のところ、真ん中辺の下の3の上のところ指定訪問介護事業所等の従業者に合わせることでできると。それは同じような事業者と密接な連携が取れていれば従業者をそこに充てなくていいと。要は兼務ができるというんですかね、そういったものになります。これも規制が緩くなるということかと思います。また38ページの、これは10の上のところなんですけれども、介護支援専門員を計画作成担当者に替えて、研修を修了した者でもいいですよということになっています。

こういったものを見ると、同一敷地内にあるですとか連携が取れていればですとか、そういったところが随所に見られるんですけれども、あと栄養士の問題などもそうなのですが、そういった施設形態のもの。あと僻地などで必要があるときには定員数を法定定員よりも多く受け入れていいという規制の緩和もここに書かれているんですが、そういった施設がこの広域連合下にあるのか。ないとなれば、この先そういったものに当たるような施設ができる見込みがあるのかということをお教えください。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、この一部改正の中身の関係でございますけれども、今お話のありました、それぞれ介護保険の事業所の指定というのは、一つの事業者に対して長がいて従事者がいてという形のもので成り立っています。ただ似たような施設、似たようなサービス、例えば夜間訪問介護の方が通常の介護サービス、訪問ヘルパーであったとすれば、同様のサービスなのにそれぞれ指定によって役職が必要であったりとかということがございました。

この大きな改正の中の一つといたしまして、各保険者によって結構曖昧に兼務はいいよみたいな話が出ていたのは確かなことございまして、今回この省令は、そういう同様のサービスの中においては、同じ敷地内の中であれば、同じ敷地内というか、要は離れていたのでは全然別の事業所になるわけでございますけれども、同じ敷地内であって双方に負担がなければ兼務も認めますよと整理をしたのがこの制度改正の趣旨であるかなと、読ませていただく中ではそういう状況になっています。

この中で、諏訪管内の中で夜間対応型訪問介護につきましては、ちょっと正直今サービス提供ができてございませんので、ここと小規模多機能型居宅介護との連携というところでは、ちょっと今現在は成り立っておりませんが、認知症対応型のデイサービスをグループホームで行うというところも今ございますので、そこはこの制度の中では成り立っていけるかなと思っています。規制緩和というよりは、制度を整理したという感じのほうがいいかなとは思っております。

諏訪管内の中で、山間僻地と言われている部分につきましては、今のところ指定の中ではございません。ただ山間僻地、なかなか事業所の入らないような地域においては基準該当サービスということで、今まで10ある規定を8くらいでもいいよとか、緩和をした中での指定ができるという形にもなっております。そこは山間僻地だけではなくても、サービスが足りないというところもあればさせていただいているわけではございますが、諏訪管内の中で山間僻地として指定を受けているというところは、今のところはたしかなかったかなと思っています。

**渡辺太郎議長** ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております各議案の付託委員会を申し上げます。

総務消防委員会に、議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号を。

福祉環境委員会に、議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号、議案第9号及び議案第12号から議案第15号までをそれぞれ付託いたします。

渡辺太郎議長 以上で本日の議事日程は全部終了いたしました。

---

渡辺太郎議長 本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

---

散 会 午後 3時33分

## 令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会議事日程（第2号）

令和3年3月26日（金）

午前 9時30分 開議

### ○議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第 1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて
- 日程第 3 議案第 2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第 6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）
- 日程第 9 議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）
- 日程第10 議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）
- 日程第11 議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）
- 日程第12 議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）
- 日程第13 議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について
- 日程第16 議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について

~~~~~

### 本日の会議に付した事件

- | 日程第 | 1  | 一般質問   | ページ | ページ           |
|-----|----|--------|-----|---------------|
|     | 1番 | 伊藤 勝 … | 38  | 2番 早出 一真 … 45 |

3番 小泉正幸 … 52

4番 井上 登 … 57

5番 望月克治 … 65

日程第 2～日程第16

議案第1号から議案第15号まで15件一括議題

議案第1号、議案第2号、議案第4号、議案第7号のうち所管部分、議案第10号及び議案第11号 総務消防委員長報告

議案第3号、議案第5号、議案第6号、議案第7号のうち所管部分、議案第8号、議案第9号及び議案第12号から議案第15号 福祉環境委員長報告

議案第1号から議案第15号まで15件各質疑、討論、採決

閉 会

~~~~~

○出席議員 (22名)

議 席		議 席	
1番	金井敬子	2番	青木利子
3番	森安夫	4番	竹内巧
5番	伊藤正博	6番	望月克治
7番	伊藤勝	8番	野沢明夫
9番	井上登	10番	高木智子
11番	森山博美	12番	小泉正幸
13番	伊藤浩平	14番	百瀬嘉徳
15番	芳澤清人	16番	藤森博文
17番	吉田浩	18番	渡辺太郎
19番	今井秀実	20番	早出一真
21番	織田昭雄	22番	矢島尚

○欠席議員 (なし)

~~~~~

○説明のため出席した者の職氏名

|        |       |           |       |
|--------|-------|-----------|-------|
| 広域連合長  | 金子ゆかり | 副広域連合長    | 今井竜五  |
| 副広域連合長 | 今井 敦  | 副広域連合長    | 宮坂 徹  |
| 副広域連合長 | 名取重治  | 副広域連合長    | 五味武雄  |
| 事務局 長  | 前田孝之  | 会計管理者     | 松木史江  |
| 企画総務課長 | 小池秀昭  | 情報政策課長    | 小池 徹  |
| 介護保険課長 | 依田利文  | 八ヶ岳寮寮長    | 牛尼淳夫  |
| 消 防 長  | 宮坂浩一  | 消防次長兼総務課長 | 花岡 則秀 |

~~~~~

○職務のため出席した事務局職員の職氏名

書 記 長 前 澤 由 美 子 企画総務課総務係長 森 井 潤  
書 記 今 井 稜



## 第1回諏訪広域連合議会定例会

### 会 議 録 （ 2 - 2 ）

開議 午前 9時30分

閉会 午後 1時05分

（傍聴者 なし）

開 議 午前 9時30分

**渡辺太郎議長** おはようございます。これより本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち報告をいたします。ただいまの出席議員数は22人です。

#### ○日程第 1

##### 一般質問

**渡辺太郎議長** 日程第1 これより一般質問を行います。

順次質問を許します。伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 皆さん、おはようございます。婚活支援事業についてということで、お尋ねをしたいと思います。若干補足説明をしますと、私が選挙に出るときに村々を回っていると、その人たちが、おまえさんはそんなことやってる場合じゃないんだよと、俺の息子の嫁を何とかしてくれよと。そういう話をされているし、よく思えばその地区地区には相当未婚の方がいらっしやると、そういう現状がある。

それで前、茅野市内でどの場面だったか忘れましたが、前の市長に婚活はどうなっているんだと、そういう説明をしたら、広域で一生懸命頑張っていると。そういうような大言壮語を私は受けましたので、それじゃあどこかの機会ですうい質問をするのがいいのかなと。そういうことで今日はお聞きしたいと、こういうことであります。

それで1番として、今までの婚活の実績と評価について。2番として、各市町村との連携。あるいは3番、民間団体の連携を一括でお聞きして、再質問をしたいと思います。よろしくお願ひします。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 伊藤勝議員の御質問にお答えいたします。まず実績と評価についてですが、平成23年度から少子化対策として未婚化、晩婚化に対する婚活支援事業に取り組み10年が経過し、合計31回のイベントを開催してまいりました。

市町村事業では取組が難しい部分であった圏域全体を対象に、スケールメリットを生かした比較的大規模なイベントを開催していくことで、婚活支援イベントでのカップル率も平均35%を超える状況となっております。自治体が主催する諏訪地域のイベントとして定着し、FM放送などからの周知により毎回大勢の皆さんから参加をいただいております。圏域市町村におきましても、それぞれの取組を行ってきたことで、個人差はあるものの、就活に次ぐ婚活という言葉が認知され普通に使われるようになり、個々人が意識を持つようになってきたことは一定の成果につながっているものと考えております。

また先日、昨年2月に開催した婚活支援イベントの参加者から、めでたく御成婚された旨の連絡がありました。全ての方から御報告いただけるわけではございませんが、このイベントで出会い、結ばれることは大変喜ばしい報告でありました。引き続き婚活事業を実施していく中で、構成市町村、長野県との情報共有を行うとともに、今後の在り方についても検討していきたいと考えております。

次に市町村との連携につきましては、毎年6市町村担当者会議を開催し、婚活支援事業の取組状況について情報共有を行う場を設けております。令和2年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、会議形式ではなく自治体専用チャットシステム、L o G oチャット、これを使用し市町村の取組状況について情報共有を行いました。引き続き市町村担当者会議を通じて情報共有や連携について協議を進めてまいります。

次に民間団体との連携についてですが、イベント事業の開催に当たりましては民間へ委託し、そのノウハウを活用する形で実施しております。また、長野県が運営している長野県婚活支援センターホームページ、ながの出会い応援ポータルサイト「ハピネスナビ信州」では、県内の婚活支援イベントや研修会、セミナー開催の情報提供を一元的に行っております。ここに市町村や広域連合からの情報を提供することができ、広く周知が行える仕組みとなっております。地域の身近な相談先である結婚相談所や婚活を応援する婚活サポーターの紹介、企業間でのグループ交流など、婚活に役立つ様々な情報提供を行っております。以上でございます。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** ありがとうございました。

それではすみませんが、時間のある限り再質問をしたいと思います。今いろいろとお話を伺って、割と頑張っているという、そんなようなニュアンスがあったかと思えますけれども、実際はですよ、先ほどの話ではカップル率が平均35%ということを知っていますけれども、ではその中で成婚率というのはどのくらいですか。

また、実際に担当としてやっている方は、要するにやった感。かなりこれは効果があるんだ、そういう期待感から含めてやった感というか、そういうような、どんなふうな捉え方を、成婚率とかを持っているか。その二つをお願いします。

**渡辺太郎議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** 今いただきました成婚率でございますが、カップリング率ということでは、

そのイベントを開催した当日に実際に把握できるものでございますから、申し上げたような数を示すことができるわけでございますが、その後ですね、交際が続いて実際に成婚に至るまでというものにつきましては、従前はそこまで立ち入ったことをしていなかったわけでございますが、御指摘をいただきまして、御成婚いただいた場合には粗品を贈呈いたしますので、ぜひ御連絡をいただきたいというお願いをしております。粗品というのは1万円のカタログなんですけれども、そういった形で御報告をいただいた実例が、今、答弁申し上げましたとおり、先ほど1件ございました。

ですが、これは全ての方が必ず結婚しましたという御連絡をいただくわけではございません。粗品ということで、ぜひ御協力をというお願いはしてございますけれども、義務づけということができるような類いのもものではございませんので、全体像を把握して実際に結婚したのは何%だといった数字というものはちょっと持ち合わせていないということでございます。

今、やった感といいますか、実際のインプットに当たるイベントですね。これはやっているけれども、アウトプットはどういう具合に捉えているかというお話だったかと思います。確かにイベント回数はこの10年間で何回も行ってきておるわけではございますけれども、おっしゃられますとおり、その成果、カップリング率というところでしかうちは捉えていないんですけれども、それが実際にどれだけ成婚に結びついているかというところについては、なかなかこれは難しいものがあるなどは思っています。

また、その開催方法につきましても、一頃よりは民間でのいろいろなイベントや出会い系の手段が広がってきている中で、今のようなやり方で広域連合がやっていくということが本当にいいのかどうかという、この見直しはしていかなければいけない。それからまた基金の額の話もございまして、そのあたりにつきましては非常に検討していく必要があると、そのように考えております。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 私は広域というか、広域を含めた行政というのは、やはり民間で、私は民間の人に少し聞いたことがあると、やはり捉え方、そういうふうな思いのある方の捉え方がうさんくさいみたい。やはり行政がそこに1枚かんでいると安心感があると、そういうようなことを聞いているものですから。また広域の中で、行政の中で広く、枠の中でやはりそういうことをやるのはとても大事なことだと私は思っていて、それをさらにバージョンアップしていただきたいと、そういう思いで問いかけているわけですよ。

やはり今、先ほど私が冒頭でも話しましたように、ちまたには、巷間にはいっぱい、この中にもしかしたらということで、あまり大きな声では言いませんけれども、そういう方がいらっしゃるんですよ。それはちょっと後ろを押してやる、そういう仕組み、そういうことがやはり大事で、行政というのは安心感の中で、コーディネートみたいなことはすごい大事なことでけれども、やはりそれには地区地区の中の実情を知っている方、地区の内情、あそこら辺の息子はまだこうだぞとか、あの女の子はこうだよとか、そういうことを、最近はプライバシーとか何とかいってうるさいことも言っているけれども、やはりそういう地区地区の実情を知っている方にお頼み申す。

もっと言うと、その地区にはかなりおせっかいな人がいるんですよ、世話焼きが。そういう方に、

やはり子供に何が欲しいと言うと、大概子供は、最近の餓鬼はお金が欲しいと言うんですよ。だからそういうことで、お金でほっぺたをたたくわけじゃないんだけど、おせっかいな人たちにお金を出してでもそういうものの任を与えて、もし成婚したらなおかつ報酬をするとか、そういう一つの働き口を。そういうような取っかかり、そのまとめを安心の行政がする。

今、社会福祉協議会とか何かやっていますけれども、いかにも旧態依然とした、ただ受け身な能動的なものではない。そうではなくて、もう個々個々に至って地域にそんなに宝の山が、よく移住とか何とか言っていますけれども、それも大事。でも地域の人に、そういう宝が眠っているんですよ。もしかしたらちょっと一押しすれば、そういうふうの実情の中でいい形が生まれるかもしれない。そんなことはどうでしょうか。

**渡辺太郎議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** 今、議員が言われましたように、各市町村、地域におきまして婚活の活動をいただいている団体の皆様の活動は大変頼もしく、ありがたいものであると思っております。婚活事業につきましては、市町村と広域連合とでは、はっきりした取決めがあるわけではございませんが、市町村では結婚相談のような個別の支援や比較的小規模なイベントの開催などを行っていただいていることから、こうした実態を踏まえ、広域連合ではスケールメリットを生かした比較的大規模なイベントを開催するといった形で婚活事業を行ってきたところでございます。

婚活事業の実施方法として、地域で活動されている方々との連携という方法を御提言いただいたかと思っておりますけれども、ただいま申し上げましたとおり市町村と広域連合にはそれぞれの持つ特性がございますので、それに応じた連携の在り方が必要になるものと考えております。

御承知いただきますように、広域連合は規約に定められた事務を行うことが定められた特別地方公共団体でございますので、市町村のような普通公共団体とは振る舞える自由度には大きな違いがございます。今回御質問いただきました婚活につきましても、広域連合はふるさと振興基金の運用益を活用して地域の振興を図るといふ、広域連合に与えられた事務の中で事業を実施しているものでございますので、こうした枠組みに沿った形での対応が必要になることを御理解いただきたいと存じます。

こうしたことを前提に、例えばLCV-FMで行政情報をお知らせしておりますが、そこに地域で活動していただいている団体等の活動情報などを市町村を通じてお寄せいただき、放送することによって、広く周知を図るといった連携の在り方などは考えられると思っております。

ふるさと振興事業につきましては、基金運用益が大幅に減少してまいりますので、収入に見合った事業内容について見直しと検討が必要になっております。基金運用益の使い方につきましては、6市町村の出資金と長野県の支援金を原資とした基金でございますので、個人や団体などに直接補助金を交付するようなことは、例外ではございますが、基本的には困難であります。こうした方法によらない見直しを考えていく中で、御提言いただきました件も含め、婚活事業の今後の在り方を検討してまいりたいと思っております。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** それじゃあ各市町村に話をしろということかね。そう私は思っちゃうんですよ。でも広域は広域の中でやるようなことが、できることがあるはずなんですよ。それはなぜかって、今年の予算でも二百何十万の予算がありますよね。それを生かすお金、生かす取組が私は必要だと思うんですよ。

それで今の中で、何もしないよと言うならそれはそれで結構なんだけれども、そういうお金を投下しているんだから、それに見合うような対価がなければやはりそれはおかしいし、やはりそうやって課題があるなら課題を解決するようなお金を投下する。

それで私が思うのは、広域の中で職務がこういうふうに、何か垣根があるような今のお話でしたけれども、そうじゃないと思うんだよね。だから、お金が少なければ各市町村からお金を拠出してもらったりしてでも構わないだろうし、あるいはそういう結婚の推進課みたいなものを新設してもいいだろうし、そういうような何というか、それを前向きというのかはよく分からないけれども、そういうような姿勢がやはり大事なかなと思いますが、いかがですか。

**渡辺太郎議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** 広域連合としてやれることがあるはずだから、もっとしっかりやらなければいけないということは御指摘いただいたとおりであると承知をしております。ただ、今、議員がおっしゃられましたとおり、もっと必要であれば市町村から負担金でももらって婚活をしっかりやれということにつきましては、これは広域連合には婚活事業というものは位置づけられておりません。

大変、何回も繰り返すようで申し訳ございませんけれども、あくまでふるさと振興基金、これを運用するという中の事業でございます。そこから外れたことを行うということは、これは広域連合の機能としてない、もともとないものでありますし、また広域連合が婚活事業を行うということ例えば規約に規定するという事になれば、これは市町村の事務からその部分がなくなるということでございます。そのあたりの御判断はそれぞれの市町村になるかとは思いますが、現在はそういう形の事業ということは困難であるということでもあります。

もちろんやらないということではなく、できる範囲の中でやらなければいけない。御指摘のとおりでございますが、そこにはやはり広域連合としてのできる部分、できない部分というのが市町村とは違ってあるというところはぜひ御理解を賜りたいと、そんなふう存じます。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 私、そういうのはよく分からないんですよ。もし、できないならばできるように変えればいいんだから、どうしてもそういう、その論法がどうしても私は理解ができないんだけど。ただ、私はさっきも冒頭で話をしたように、前茅野市の市長にそういうことを言ったときに、広域で頑張っているんだと。もう何か成婚率は100%みたいなすごい夢の、バラ色みたいな話だったもので、どうもだんだん調べていくとそうではないんだと。そうならば、それに近づけるような何かもっと一工夫をするべきじゃないかと。ただお金を毎年200万円だか300万円だか知りませんけれども、やるよりかは、そういうものの実利が上がるようなことを模索するのが当然だと

私はと思いますが、いかがですか。

**渡辺太郎議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** 今の御指摘はそのとおりであると思っています。そのような実利が上がるような検討をしてみたいと思います。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 連携ということがあるものですから、6市町村と。だから、それぞれの6市町村にはそれぞれの担当者がいるということですので、もっともっと密にして、やはりそこを、きちんとというか、やってもらいたい。

やはり何回も言っていますけれども、大手のそういう相談所というのかな、よく、ちょっとうまい言葉が出ないんですけども、そういうところってすごいお金がかかるんだよね。ただお金もうけかななんて、そういう思うところもあるんですよ。だけど、やはり行政がそこに入っていると、さっきも言うように気持ちの安心感と経済的な安心感があるわけで、やはりそこはすごい大事なことだと思っているものですから、しっかり担っていただきたいと、こういうふうに思います。

さっき私が言ったような、そういう地区の世話係みたいなものの新設とか、そういう考え方というのは、今の論法でいきますと広域では駄目だと。各市町村でそれは考えなさいよと、そういうことですか。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** 市町村はそれぞれ各地区の情報を持っているわけですがけれども、なかなか広域と連携の中でそういう情報はいただくことはできるんですけれども、それぞれ市町村で今活動している状況がありますので、そこら辺をまずしっかり取り組む中で、広域としてどういう連携ができるかというのは考えていきたいと思っております。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 実情は私、あまり芳しくないと思っているので、それぞれが。なので、そこにやはりくさびを打つというか、広域が主導的な役割の中で頑張ってもらおうと。そういう思いで言っているものですから、ぜひ情報収集をしてもらってやっていただきたいと、そんなふうに思います。

婚活ということなのでね、あまりこれ以上の長いことは私は言えませんけれども、ちょっとお願いしたいことがあるんですよ。今はどちらかというと生産年齢の、生産というとまた言葉があれなので、若い人たちのお話をしたと思うんですけども、私ももうじきちょっとして70歳に手が届くくらいになっているんですよ。10年以上前に私、何と申しますか、妻を亡くして、とても寂しい思いをしたんですよ。そういう人間ですから、時に思うことがあるんですよ、婚活って若い人ばかりじゃないんだらうなって。やはり年を取ってもこれは寂しいという思いは、どんどんどん募るんじゃないのかなと。やはりそれは相談相手、話し相手、お茶を飲む相手。例えばそれは伴侶、結婚とか最終形ではなくて、そういうことがあるんじゃないかなと。

年を取れば取るほど臆病になるんですよ、やはり。恥ずかしいとか、いろいろな思いがして。そこにそういうような仕組み、システム、後押しするような場所、機会、そういうものがあればちょ

っとは変わって、ちょっと足を踏み出すようなものがもしあれば、あと残り10年、20年、分かりませんよね。けれど、もしかしたら潤いのある、そういうような寂しさが紛れる、そういうことができるかもしれない。だから間口を広げることの検討はどうでしょうか。

**渡辺太郎議長** 情報政策課長。

**小池徹情報政策課長** ただいま御質問いただきました関係で、例えば広域連合が開催してまいりました婚活イベントにつきましては、令和元年度まで年4回を開催するうちの1回につきましては、男性35歳以上、女性30歳以上を対象としたミドルエイジ向けのイベントを開催してまいりました。参加割合といたしましては、男性は40代、女性は30代後半の方が多く傾向でございました。

ただいま議員から御提言いただきました高齢者の出会いの場ということにつきまして、こういったイベント形式で回数をといることはなかなか、これから予算も少なくなっていく中では慎重に検討しなければいけない部分ではあるかと思えますけれども、広域連合のできる範囲の中で婚活事業を行っていくという中では、今おっしゃられましたような方々も対象に含めた方法が、どんなことができるかということについては検討してまいりたいと思っております。

**渡辺太郎議長** 伊藤勝議員。

**7番伊藤勝議員** 笑い事じゃなくて、本当にそういうふう生き別れ、死に別れ、いろいろありますけれども、そういう思いの方は、話をすればそういう思いをかなりしているんですよ。それはやはり年相応で、恥ずかしいとかそういう思いがきつとするんだろうなと思っておりますので、そうじゃないような、そうじゃないとかそういう人たちがいっぱいいるという、そういうことをやはり知らしめて、こういうことはどうだいて。それは相性だから、何が何でもくっつけてどこかへ行けとか、そういうことじゃないんだけど、やはり機会があれば、自分が思っていることが恥ずかしくないんだと、普通のことなんだと、そういうふうに見えるようなことが、何かの機会ですべていただければありがたいなと私は本当に思うんですよ。

私はたまたま偶然か何か、今そういう方がちょうどいたというか、見つけたというか、よく分からないんだけど、なのでそういう寂しさというか、そういうのは解消されているように思われるんだけど、ただ世の中はなかなかそうじゃないんだよね。だからそういうところまでぜひ間口を広げて、広域として。

その広域のちょっと垣根のことは私はよく分かりませんが、そんなことをうっちゃっても、今のこの諏訪の平をどうするんだとか、この市町村をどうするんだとか、今いっぱいいますよね。そういうものの中で、いろいろな手だてをぜひ考えていただきたいということで終わります。ありがとうございました。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 伊藤議員におかれましては、この地域全体の課題として御指摘をいただいたと捉えております。人口減少時代に入りまして、それぞれの市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を作成いたしまして、社会増に対する施策、それから自然増に対する施策等々を用意いたしまして取り組んでいるところであります。

前段の御質問のうちはですね、その自然増においてまずは結婚、そして出会い、そうしたものが大切ではないかなという、そういうお話だと思って伺っておりました。子育て支援等も充実をしてくれているところ、各市町村それぞれですが、取り組んでいるんですが、婚活支援につきましては、先ほど議員もおっしゃったとおり、機械的に結婚さえすればいいのかという話ではなくて、やはり当人同士の選択、判断、決断ございまして、それを行政がどこまで介入できるのかという課題もあります。そうした中から、基本的に市町村で取り組んでいるところを、広域連合といたしましては基金を活用いたしまして、より広い出会いの場を提供するというところに長年取り組んできたという経過であります。

そうした中で、社会も情報についても今デジタルトランスフォーメーションで若い人たちの情報の取り方も変わってきている。それから同性婚という今もう社会の先端を行かれる人たちがいらっしゃるといって、全体的な社会のありようも変化している中で、私たち広域連合としてどのような支援策を用意していくかというのは、これは御指摘のとおり課題であると承知しておりますので、また市町村担当者間等々も話し合いをする中で、新たな道も模索していきたいと思っております。

また後段のお話でございますが、理事者側にも私を含めて該当者が数名いるのではないかと考えているのですけれども、これは婚活という切り口もあるかもしれませんが、これは福祉的な政策、出会いだとか、いかに豊かな、どの年齢においてもそうした生活ができるのかというテーマでもあろうかと思えます。御指摘いただきました御質問も参考にさせていただきますので、今後また6市町村で情報共有しながら取り組んでまいりたいと思えます。

**渡辺太郎議長** 次に、早出一真議員の質問を許します。早出一真議員。

**20番早出一真議員** おはようございます。岡谷の議場ですと、ここでまばらな拍手をいただくのですが、ここではないようなので。質問番号2番、議席番号20番、早出一真です。それでは、救護施設八ヶ岳寮の運営課題について、通告に従い質問いたします。

救護施設とは、身体や精神の障がい、何らかの課題を抱え、日常生活を営むことが困難な方たちが利用している福祉施設であり、利用者一人一人のその人らしい豊かな生活の実現に向けて、就労や地域生活移行など、利用者の目標や意向に沿ってそれぞれの自立を目指した取組を行う施設となります。

さて、八ヶ岳寮は近年の入寮者推移からは最大入所者数に近い状態であり、諏訪圏域外の利用者が4割を占めている現実や、今後の社会情勢や被保険者等を取り巻く環境の変化を捉えると、通過型施設とはいえ地域生活移行が難しいことによる利用者増への懸念があることから、課題と対応についてお聞きしていきます。

まず初めに、今後のニーズに対する課題と対応についてであります。私も広域連合の議員になって2年となりますが、まだまだ勉強不足であり、救護施設の立ち位置や八ヶ岳寮についてさらに理解を深めていかなければならないと思えます。そのためにも、八ヶ岳寮の根本的な部分を理解する必要性を感じていることから、八ヶ岳寮の概要及び施設運営の理念についてお聞きをいたします。

以上、壇上からの質問は終わりますが、以下は自席にて質問いたします。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 早出一真議員の御質問にお答えいたします。救護施設八ヶ岳寮は、生活保護法第38条に規定された救護施設として位置づけられ、利用者を地域の住民として尊重し、意向に沿った自立支援を行い、その人らしい生活の実現に努めることを目的とし、地域におけるセーフティーネットとしての機能を果たす生活困窮者支援の取組が求められています。

昭和45年に定員50人で開設後、昭和47年に100人、昭和51年に124人に増員をし、現在に至っています。さらに昨年の9月、全員協議会において報告をさせていただきましたが、来年度4月から120人に定員変更をしております。規定により定員を超えて10人までは入居可能となっていることから、来年度からは130人までを最大受入れ人員といたします。

昨年度、第三者機関に委託をして施設の評価をしていただきました。その中で、施設の理念や基本方針の見直しが必要との指摘を受け、今年度新たな施設理念を「私たちは、一人ひとりを大切にし、笑顔と安らぎのある暮らしを共に目指します」といたしました。また施設の新たな基本方針を、一つ、人権を擁護、尊重します。2. その人らしさを大切にしながら支援します。3. お互いに助け合える家庭的な施設を目指します。4. 地域とのつながりを大切にします。という4本の柱を組み立て、現在施設運営に当たっております。新たな理念、基本方針の下、八ヶ岳寮としての一貫した思い、目指すべき道を明確に示し、利用者、職員にとって分かりやすいものとしたところでございます。

また、職員のスキルアップを目指し、広く俯瞰的な視野で仕事ができるよう経験を積んでもらうという人材育成の観点と、硬直化しがちな広域連合の組織の活性化という考えに基づき、八ヶ岳寮と介護保険課の人事交流も兼ね、ここで人事異動を実施しております。以上でございます。

**渡辺太郎議長** 早出一真議員。

**20番早出一真議員** 大変丁寧に御答弁いただき、施設の変遷、また理念についてはよく分かりました。

外部評価を受け、理念と基本方針の見直しをされたということでしたが、私は企業や団体にとって最も大切にしなければならない部分だと思っております。さらに皆さんに分かりやすいものに変えたということも非常に評価ができる点だと思っております。特に、基本理念の「一人ひとりを大切にし」とか、基本方針の「人権を擁護、尊重します」といったところは、憲法の理念や国民にとって原理、原則なのかなと思っております。そのようなことから、さらにより施設、優れた施設になることを期待しております。

しかしながら、現状は非常に厳しい運営状態であると推察しております。冒頭申しましたが、本来の目的は通過型施設という役割も大きいことから、入所者が社会復帰することを目指すべきところではありますが、現状は大変に難しいと。また昨日の寮長の答弁では、入所者はここ数年減少傾向であるとのことではありますが、今後は高齢化の進展による施設利用者の増という懸念もあり、受入れ体制の整備・強化が必要ではないかと思っております。そのような点から、利用者の受入れ体制と八ヶ岳寮の運営上の課題についてをお伺いいたします。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮長** お答えをいたします。これまでの入所状況等を見ますと、定員を124人に増員して以来、常に130人前後の入所がされてきたという経緯がございます。その中でも、最大入所人員であります130人に到達するような年も多々見られているのが現状でございます。

ただし、ここ数年におきましては130人ほどで推移をしております。死亡等による退所者数というものが入所者数を若干上回っているという傾向が見られます。入所人数の動向になりますが、救護施設といった性質上、要介護者の出現率に左右される特養とはまた異なり、常態化した待機者というものはございません。また、近年においては満床を理由に入所を断るというケースは発生していないのが現状でございます。背景といたしましては、障がい者施設等の整備が進んだこと、あるいはそれに附帯する各事業というものが充実してきたということなど、また選択肢の幅が広がってきたということが考えられます。

一方、近年の生活保護の動向になりますけれども、長野県内の保護率につきましては、人口1,000人当たりおよそ5人の状況でございます。この状況がしばらく横ばい状態で来ているという状況であります。また全国の状況からしましても、全国は1,000人当たり17人ということで、長野県は極めて少ない出現率で推移をしてきているという特徴がございます。ただし平成20年に、リーマンショックを契機に保護率が上昇したということがございます。

したがって、今回のコロナウイルス感染症等々の影響によりまして、今後保護率の上昇といったことも見込まれるわけですが、救護施設への入所される方につきましては、単に生活保護というだけでは入所には至りません。障がい等によって日常生活全般において御自分での生活が困難な方が対象となります。また近年は社会福祉、全体的に施設から地域へという流れが加速しているという状況などを見ますと、保護率の上昇というものが必ずしも救護施設の入所ニーズというものに大きな影響を与えるものとは考えておりません。

このような経緯、背景がございますが、現在八ヶ岳寮が抱える運営上の課題ということでございます。障がい者の入所が多いということから、入所期間が長期化をしております。その結果、高齢化というものが挙げられます。高齢の方や障がい者が重度化した方については、利用者の地域移行というものはなかなか難しいものがございます。このような状況が長く続くことによって、施設全体の循環というものが停滞してしまうということになりますと、救護施設本来に求められている役割というものが果たせなくなってしまうのではないかとこのところは、私どもも懸念しているところでございます。

このことから、対応の一つといたしまして要介護状態の高い入所者の方につきましては、その方にとってより合った適切なサービス、言いますと特養あるいは老健、有料老人ホーム、あるいは養護老人ホームというところの高齢者施設が多種多様ございます。そちらのほうへの施設移行というところで進めてきているという状況ではありますが、とりわけ特養等の待機につきましては、現在、八ヶ岳寮の施設に入所しているという形での待機になりますので、どうしても入所順位ですね、優先度が下がってしまうという部分で一部弊害がございますけれども、なかなか申し込んですぐに入

れるという状況ではないというのが実情でございます。

なお施設移行に当たりましては、御本人、御家族、措置福祉事務所等との十分な協議が必要となつてまいります。これらの方々と連携を密にして、施設移行が促進されるというところで努めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 早出一真議員。

**20番早出一真議員** ありがとうございます。大変よく分かりました。

御答弁によれば、私が危惧していることはあまりないということではありますが、保護率が低い割合であると同時に、障がい者支援施設や介護施設整備の充実により受入れ体制の間口が広がったことで、さほど影響を受けていないということでもあります。

受入れ体制に問題はないということではありますが、そこまでは理解できましたので、もう1点お聞きしたいと思います。八ヶ岳寮の入所者の状況を見ますと、入所者のうち諏訪圏域外の割合が4割を占めております。そのような状況から、圏域内のニーズには対応できているのか、また圏域内の利用者に支障を生じていることはないのかお聞きをいたします。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** お答えいたします。議員御指摘のように、諏訪圏域外からの入所の割合というものは約4割を占めているという状況であります。八ヶ岳寮は、ここで50周年になりますけれども、創設当初から圏域内の入所者だけでは入所定員を満たすことができなかったということで、その頃から広く諏訪圏域外からの入所も募ってきたという経緯がございます。

長野県内には当施設を含めまして7施設、救護施設がございますが、いずれの施設におきましても、聞いたところ3割前後くらいの一定割合の圏域外の入所があるということでお聞きをしております。したがって、長野県全体の入所ニーズというものにつきまして、県内七つの救護施設で対応させていただいているという状況でございます。

また、入所希望がたまたま圏域内と圏域外で重複してしまったという際につきましては、当然圏域内の方をできるだけ優先するという形で進めてきておりますので、これまでも圏域内の利用者の受入れについて支障が生じたという状況はございません。以上です。

**渡辺太郎議長** 早出一真議員。

**20番早出一真議員** 分かりました。確かに圏域内には救護施設は、今、寮長もおっしゃっていただきましたけれども、7施設あり、特に中信地方、この表現がいいか分かりませんが、諏訪地域周辺には八ヶ岳寮しかありません。他の施設とバランスを取ることも必要であることも理解できますし、また長野県は他県と比べ救護施設の数は多いと思っております。そういった意味でも受入れ体制の課題は少ないということで改めて理解をいたしました。

今、一通りお聞きした質問を通して、八ヶ岳寮のニーズや受入れ体制については今のところ問題は生じていないという結論に至ります。その陰には職員の皆さんの絶え間ない努力や支えがあると感じています。しかしながら、大変厳しい職員数、職員体制で日々の業務に従事し、個々の負担も相当なものがある中で、昨日お聞きしたところ、さらに育休中の方3名が退職を希望されたと。理

由はどうあれ、とても残念に感じております。

そのようなことから、施設利用者に対するサービス、利用支援体制の強化というところに課題があるのではないかと感じております。

そこで、次の2番目の利用者支援体制のさらなる充実になります。初めに、利用者それぞれの自己実現や安定したサービスの提供、充実といった支援体制の随時検討、見直しをされていると思いますが、利用者支援の充実のために、また支援する上で課題となっていることはどのようなことがあるのかお聞きをいたします。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** お答えいたします。救護施設八ヶ岳寮につきましては、先ほども申し上げましたけれども、今年度で創設50周年を迎えております。この間、入所者の生活の様子だとか、あるいはそこに関わる職員の関わり方、大変大きくさま変わりをしてまいりました。

施設の性格上、障がい者の受入れが大変多いという理由から平均入所期間もかなり長期化をしてまいり、先ほど来、出ていますけれども、昭和50年代には48歳でした、平均年齢が。現在は68歳という形で、かなり高齢化が進んできております。したがって、このことから、これまでは一定の能力層に固まっていたということから、支援につきましては、ある意味一律の方法によりまして支援が維持できてきたという面もございますが、能力差というものが広がってしまったことによって、これまでも段階的に支援体制というものの見直しを行ってまいりました。

平成27年度からは、自立度に応じまして二つのグループということで、我々、はつらつとほのぼのというグループ名をつけまして、それぞれの能力に合った活動支援を行ってまいりました。特に介護を必要とするグループの皆さんにおきましては、どうしても活動の幅が狭くなってしまいうということもございますので、できるだけ単調で画一的な支援とならないような配慮をしてきている次第でございます。

御質問にありました、現在抱えている課題についてでございます。主に3点を挙げさせていただきます。1点目につきましては、近年男性利用者の入所が増加しているというところでございます。創設当初は女性が圧倒的に多い施設でありましたけれども、今はそれが逆転をして男性が約70人、女性が60人という形で、かなり男性が多くなっているという状況でございます。中でもアルコール依存などの生活障がいによる中年層の方の入所が増えてきていること。このことから、支援の難しさというものが生じてきているという実態がございます。

2点目につきましては、高齢化や基礎疾患の重度化などによりまして、医療依存度の高い入所者の方が増えているということから、その結果病院への通院等、一部の部署、職種等に負担が生じてきているというところも一つの課題としてございます。

3点目といたしまして、安定したサービスを供給していく上で欠かせない職員の確保というものが難しくなっているということが挙げられます。介護施設、高齢者施設と同様に、人材不足の課題というものにつきましては当施設においても決して例外ではございません。とりわけ救護施設におきましては、障がい者を含めまして多種多様な方々が入所されているということで、支援を行

う上で、また高齢者施設とは違った複雑な対応も求められてくるというところで、こういったところからも難しい一面を持っているというのも事実でございます。

以上3点が主な課題でございますが、ほか利用者への支援の質の向上、こういった部分につきましてもできるだけ利用者の満足度を上げていくためにはどうしたらいいのかというところで、現在取り組んでいるという状況でございます。以上でございます。

**渡辺太郎議長** 早出一真議員。

**20番早出一真議員** ありがとうございます。今、最後の部分で言われた、障がい者を含め多種多様な入所者の支援を行うとは、他の施設にはない複雑な対応をしなければならない、大変御苦労されているんだなと感じております。

さらに3点の問題点、生活障がいと医療依存、人材不足等課題を挙げていただきました。どれも近年ならではの課題なのかなと思っております。今後さらに増加していく可能性があることから、一定の対応、対策を講じていかなければならないと感じております。

そのようなことから、少し掘り下げて御質問いたします。先ほど生活障がいというワードが出てきました。その生活障がいの中にも様々なケースがあると思われま。生活障がいの人とは具体的にどのようなケースに当てはまるのか、また支援の難しさとはどのようなことなのか、そして対応はどのようにされているのかお聞きをいたします。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮長** お答えをいたします。生活障がいの具体例になります。先ほど申し上げましたアルコール依存症のほかに、定職に就けずに親の収入に依存してしまうケース、あるいは病気をきっかけに職を失い、その結果、家に籠もってしまうケース、ギャンブルなどに依存してしまうケースなど様々でございます。

背景には、80代の親が50代の子と同居しまして経済的に支援すると、最終的にそれが破綻してしまうという、いわゆる8050問題に起因するケースというものが散見されております。このような背景で入所される方につきましては、御本人が本当に納得した上で入所されている方というものが少ないという状況から、それゆえに職員の支援に前向きな取組ができない、あるいは時には道理に合わない訴えが多くなるなど、支援の難しさというものが生じてきている状況でございます。

また療育手帳、精神保健福祉手帳といった障害者手帳というものの取得が困難なケースが多いということから、障がい者施策を活用した地域移行というものになかなか結びつけづらいといった側面を持っております。

対応といたしまして、担当職員のみによる対応でなく、寮内の多職種を巻き込んだチームでの対応、また居宅生活訓練事業の有効活用、措置福祉事務所等を巻き込んだ頻回な、より多いカンファレンスの実施というものが必要不可欠になってくるものと考えております。以上です。

**渡辺太郎議長** 早出一真議員。

**20番早出一真議員** 分かりました。

分類上では、生活していく上での障がいを生活障がい、依存症やひきこもりといった案件が多い

のかなと推察するところでありますけれども、ただ、そのような方が増えることで職員の負担が増してしまう。そこに対応するために自分たちはスキルアップが大切なんだと、大変な御努力をされておられると思います。

もちろんそれも大切なことと思いますが、具体的な対応として、今、世の中には依存症治療や回復プログラムといったものがありますし、さらにはIT、リモート講習ですね、そういったものもありますので、そのようなものを活用しながら研究していただきたいなと思っております。少しでも負担軽減につながる取組ができるよう、みんなで知恵を出し合うことも大切なかなと思っておりますが、昔から三人寄れば文殊の知恵と言います。ここにおられる皆さんもしっかりと知恵を出して、八ヶ岳寮の課題解決をしていただきたいなと思います。

さて、先ほどの答弁で言われた問題点の中で、私が一番危惧しているところは人材の確保という部分であります。この手の職業は全国的に人手不足であることから、国のほうでも何とかしていかねばならないということで、介護職のイメージアップを図ったり、働きやすい労働環境の整備や外国人材の活用など動き出してはいるものの、結果に結びついていないという現状もあります。大変厳しい状況にあることも事実であります。そのような状況を受け、八ヶ岳寮の職員の確保について具体的な方策があるのか、どのようなアプローチをしているのかお聞きいたします。

**渡辺太郎議長** 八ヶ岳寮長。

残り、2分でございます。

**牛尼淳夫八ヶ岳寮寮長** お答えいたします。介護人材そのものの不足感というものがある状況の中で、厳しい現実もございますが、当施設には高齢者施設にはない違った業務内容があります。したがって、それらのことを逆に強みにしていくということで、救護施設で働くことの魅力、あるいはやりがいといったものをもっとアピールしていきたいと考えております。

今回、「広報すわこういき」3月号におきまして、PRを兼ねた会計年度任用職員の募集をさせていただいたところでございます。その結果、お二人の方から応募がございまして、採用に結びついてございます。そのうちのお一人は、介護の仕事は初めての方でございまして、今回の広報を見て御自身でこれだと思い、応募をされたと聞いております。このことから、まずは知ってもらうということがいかに重要かというところを再認識させていただいたところでございます。今後も、さらに新聞等メディアを活用した募集、あるいはネット等を活用した求人等を行うことで、職員の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、現在の職員の雇用形態の状況につきましては、職員全体で正規職員の占める割合が7割、非正規職員の割合が3割となっております。とりわけ介護職員にあっては正規が6割、非正規が4割という構成割合でございます。今後、求職の動向や将来の人材育成、こういった部分も含めまして、収支バランス等を見ながら、この構成割合等につきましても見直しを行ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 時間ですので、早出一真議員の質問時間は終わりにいたします。

次に、小泉正幸議員の質問を許します。小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** おはようございます。傍聴の皆さん、議場の皆さん、よろしくお願いいたします。通告に従い、次の3項目についてお伺いいたします。1. 消防本部、広域消防一元化から6年を経過しました。それについての総括についてお伺いします。2. 介護保険課、第8期介護保険事業計画についてお伺いします。3. 情報政策課、諏訪広域総合情報センタの役割についてお伺いします。

まず、広域消防一元化から6年を経過しての総括についてお伺いします。平成27年4月に広域消防一元化の総括として6年を経過しているわけですが、当初一元化時に目指したこと、2. その成果や達成度、3. 追加的に行ったこと、4. 未達成成果事業、未達な事業、明らかになった新たな問題についてお答えください。

以下については自席にてお伺いいたします。

**渡辺太郎議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** それでは、小泉正幸議員の御質問にお答えいたします。

諏訪広域消防本部として、平成27年4月の消防体制の一元化時において目指したことの一つに、従来各市町村で保有していた消防力を一つにすることにより、消防基盤の強化を図るというものがありません。これにより初動体制の強化、大規模災害時等における消防力不足を補うため、近隣の署から部隊を移動配備させるなど、応援体制の確保が容易に行えることとなります。また、市町村ごとの出動体制という概念を排除し、現場から一番近い署が出動を行う直近出動を可能とし、現場到着時間を短縮するという大きな目標がありました。

このほかにも多くの目標を掲げて一元化を図ったわけですが、一元化の最も大きな成果として初動体制の強化が挙げられます。一昨年の4月に茅野市で発生した大規模火災では、複数の火災や救急出動が重なる中、近隣の署からも消防隊や救急隊が119番通報の受付と同時に出動し、被害の拡大を食い止めることができました。また、はしご車や特別救助隊、水難救助隊など、特殊な装備、車両を必要とする部隊も管内の全域に出動させることも可能になるとともに、救急車の要請に対しても一番近い消防署や指令センターでは出動車両の位置を常に把握していることから、病院からの帰署途中の救急車などを向かわせることが可能となり、現場到着にかかる時間を3分近く短縮することが可能となりました。

一元化から3年を経過した平成30年度には、一元化についての検証を行う中で、火災や救急などの現場で活動する職員を増強することができ、6年を経過した現在、ほぼ一元化実施計画に基づいた消防体制が整備され、スケールメリットを生かした効率的な活動を行うことができていると考えております。

一方、未達成事案や新たな問題といたしましては、消防庁舎の老朽化が挙げられています。管内には6消防署2分署があるわけですが、昭和40年、50年代に建設された庁舎もあり、老朽化が進んでいる施設もあります。耐震診断が未実施の庁舎につきましては来年度予算で実施していく予定ですが、ほかに修繕が必要な施設も多く、諏訪広域連合公共施設等個別施設計画により、計画的な予算づけを行う中で長寿命化を図ってまいりたいと思っています。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** お答えの未達成事案や明らかになった新たな問題に加えて、特に長期的に検討すべき事案として、一元化10年時に更新を迎える指令システム、それから前段にもお話しいただきましたが、茅野市、富士見町、原村などにおける山間地等における住居の増加や新設の道路、これらに対応した広域レベルでの市町村を超える基本的担当地域、これを踏まえた消防施設の立地場所や配備、また更新計画についての消防の考え方をお伺いします。

**渡辺太郎議長** 消防長。

**宮坂浩一消防長** お答えいたします。広域消防の一元化に併せて設置されました消防指令システム、これを適正に運用していくために、設置から6年が経過いたします今年度、システムの部分更新を行いました。

この部分更新には非常に多額の経費が必要となったわけですが、設置から11年が経過する令和7年度には、出動車両の位置情報、これを自動的に検出しまして災害現場への自動ナビゲーション、この案内を行う装置に利用しておりますNTTのFOMA回線の使用が打ち切られることとなっております。また、通常ではシステムの設置から10年をめどに全面更新が必要となっております、さらに高額な経費が必要となることから、方法等についても検討していかなければならないと考えているところでございます。

また、広域レベルでの市町村を超える基本的担当地域、これを踏まえた消防施設の立地場所や配備、また更新計画につきましては、消防広域化のスケールメリットを生かした効率のよい、より水準の高い消防サービスが提供できますよう、消防力の適正配置や施設のあるべき姿など、広域消防の将来ビジョンについて新年度予算で専門機関に調査を依頼していくなど、来年度から前向きに研究を進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** 実は3月23日の日に長野県知事より消防長へ感謝状が贈られました。おめでとうございます。長年の奉職、御苦労さまでした。特に広域消防の設立、体制の確立・強化についての貢献は多大であると理解し、敬意を表します。つきましては、今までの経験を生かした今後の活躍に期待いたします。

次に、2番目として第8期介護保険事業計画のポイントについてお伺いします。第8期計画策定に当たって高齢者の状況、高齢者を取り巻く課題、介護保険における課題、課題に対する主要な取組等についてお伺いします。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 第8期介護保険事業計画の策定には、介護保険委員会での御議論を中心に進めてまいりました。介護保険委員会は、医療、保健、福祉に携わる専門職をはじめ、第1号、第2号の各被保険者の代表者を含めた構成となっております。

まず、第8期事業計画策定における諏訪広域内の高齢者を取り巻く状況や課題等についてお答えをいたします。諏訪広域内の人口動態ですが、平成12年の21万1,629人をピークに総人口

は減少に向かい、65歳以上人口は平成29年の6万4,330人をピークに減少へと転じております。総人口と65歳以上人口が減少となった年次が異なることから、総人口に占める65歳以上の割合、いわゆる高齢化率ですが、これはこの先しばらくは上昇が続くものと推計がされ、令和元年10月に32.2%であったものが、令和7年には33.5%、令和22年には38.6%と見込まれています。

また高齢者層の人口区分を見ますと、74歳までの前期高齢者と75歳以上の後期高齢者の割合では、令和7年に向かって前期高齢者は減少し後期高齢者は増加となり、令和7年以降は前期高齢者が増加し後期高齢者は減少との見込みがなされております。後期高齢者は前期高齢者に比べ心身の機能低下が進み、介護ニーズが高まると言われています。そのため、後期高齢者の割合の増加は介護サービスのニーズが高まり、保険給付費の上昇が見込まれるということになります。

次に、要支援、要介護の認定者の状況ですが、高齢者人口に対する認定者の割合を見ますと、令和2年の17.3%に対し、令和7年は19.6%、令和22年は23.1%との推計がされております。このような状況の中、高齢者や介護保険の課題といたしましては、保険給付費の上昇への対応が挙げられます。保険給付費の上昇を抑えることは大変難しいことではございますが、地域に元気な高齢者を増やすことや、介護が必要な方を早期に発見し、介護サービスの早期利用につなげることで重度化を先送りする取組等により、新たに必要となる保険給付費の時期を先送りすることで上昇を抑えることが可能ではないかと考えているところでございます。

地域に元気な高齢者を増やす取組といたしましては、介護予防事業が挙げられます。介護予防事業は、地域支援事業として構成市町村の従来からの取組を中心に、地域性や独自性により構成市町村が実施主体となり、積極的に取り組んでおります。年齢を重ねることで生じる足腰の筋力低下から立ったり歩いたりといった移動機能の低下状態となる、いわゆるロコモ、ロコモティブシンドロームですね、その改善を目指した運動教室や認知症予防のための講座や介護予防普及啓発活動にも取り組んでおります。また、健康な状態から要介護状態へ移行する中間的な段階としてフレイルが提唱されておりますが、このフレイル期に対応する事業につきましても取り組んでいるところでございます。

第8期事業計画では予防事業への参加者を、事業ごとに異なるんですけども、5%から20%の参加者の増員を目指しております。また、介護の必要な方の早期発見、早期利用につなげることににつきましては、介護サービス量が少ない軽度な状態から利用を始め、可能な限りサービス量が増える時期を先送りすることで、保険給付費の上昇が軽減できればと考えております。

早期の発見では、構成市町村の介護保険担当窓口や、地域包括支援センターでの高齢者等からの相談や、民生委員さんなど地域の実情に精通している方々との連携を行うことが、地域包括ケアの第一歩であると考えているところです。いずれにいたしましても、課題であります保険給付費の抑制には、介護保険者のみならず被保険者の皆さんからの御協力もお願いするということでございます。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** それでは次に、第8期における介護サービスの見込みについてお伺いします。第8期の介護サービスの見込みは、介護ニーズに対するサービス提供の状況をどのように推計しているのでしょうか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それでは、お答えいたします。第8期介護保険事業計画での介護サービス見込み量につきましては、令和元年度及び令和2年8月分までの17か月間の保険給付費の利用実績により算定をしているところでございます。算定に当たりましては、国の示しますワークシートで行い、このワークシートを使用しての算定は全ての介護保険者で行うこととなっているところでございます。

第8期事業計画での介護サービスの必要量につきましては、訪問介護をはじめとする居宅サービス14種類の提供量は、需要に対応できる量と考えているところでございます。地域密着型サービスでは、定期巡回、随時対応型訪問介護・看護をはじめとする居宅系サービスの供給量は、需要に対応できるものと考えておりますが、グループホームや定員29名以下の特養など居住系サービスにつきましては、需要への対応は不十分な状況と考えているところでございます。施設サービスにつきましては、利用希望者の多い特養につきまして需要に応え切れていない状況と認識しているところでございます。

第8期事業計画におきましては、需要に不十分なサービス種類を中心に整備の計画をいたしました。具体的にはグループホーム72床、定員29人の特養を1施設、それから既存施設の設備の転換による特養10床の整備を計画しているところでございます。

介護サービス量の整備には終わりはなく、特に施設の整備には需要と供給、また事業展開をする法人等、たくさんの要素が一致して展開されるものと考えているところでございます。引き続き、状況を見ながら施設の整備を検討してまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** 実は介護保険委員会からの議論を踏まえて、介護保険料の改定第8期3年間で、基準額で月100円アップ、5,350円が5,450円という上程がありました。第9期以降の動向を予測しての提案としては妥当と考えております。ちなみに現行では県平均が5,576円、国平均が5,869円です。諏訪広域は県内では63団体中、安いほうから22番目であることを申し添えておきます。

次に、諏訪広域総合情報センターの役割についてお伺いします。情報センターの設立の経緯及び事業内容はいかなるものなのでしょうか。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** それでは私からお答えさせていただきます。諏訪広域総合情報センターにつきましては、昭和59年に策定されました諏訪広域テレトピア基本計画を基に、昭和61年4月に第三セクター方式により設立をされた経緯がございます。

当初は国が40%の株式を保有していましたが、平成16年度に諏訪広域連合が全株式の

56. 52%を保有するという形で現在の形となっております。会社はですね、岡谷市役所内に置かれまして、6市町村長は全員取締役になってございます。今井岡谷市長が代表取締役社長を務めているという状況でございます。

平成18年度に、この情報センタの在り方についての検討が行われまして、株式会社諏訪広域総合情報センタの今後の組織運営の方向性という提言書が提出されてございます。その中で、情報センタにつきましては、諏訪広域圏内における行政情報化拠点の役割の明確化ということが示されまして、情報センタを諏訪地域市町村のシステムの調達部門として位置づけること。また、システムの共同化の取組を推進していくこと。これが具体策として提案されてございます。

これと併せましてですね、諏訪地域6市町村、広域連合の情報化推進のメンバーが集まりまして、諏訪地域行政情報化推進委員会を設置してございます。この中で、情報センタはアドバイザー及びコンサルタント的な役割を担うということが決められてございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** 続きまして、諏訪広域総合情報センタの役割について。特に、コロナ関連における情報センタの対応についてお伺いします。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** お答えいたします。今回、コロナ関連の対応として情報センタの取組ですけれども、昨年5月に新型コロナウイルス感染症の経済対策として実施されました特別定額給付金事業におきまして、申請手続等、またその状況を把握するためのシステム改修を実施してございます。大変短い期間でありましたけれども、正副連合長会議におきまして地域・圏域住民に混乱が起きないようにということで、申請書の発送日を6市町村統一にしようということを決定いたしまして、情報センタ、6市町村、広域連合事務局が連携して調整を進めた経緯がございまして、十分な準備をしたということで、時間もなかったんですけれども、その中で申請書を発送したということで、また大きなトラブルもなく速やかに給付が行われたという経緯がございました。

今現在はですね、新型コロナウイルスワクチンの接種に向けて準備を進めております。接種券発送に関するシステムの改修を行い、また健康管理の分科会、市町村のワクチン担当の担当者会議、情報の担当者、広域連合事務局が一体となって調整を進めておるところでございます。

ワクチンの確保が未確定な状況でございますので、まだ詳細な日程等はこれからになりますけれども、高齢者から実施を予定している接種券の発送、また日程について、今後、国からの情報を注視しながら速やかに実施できるようにですね、広域連合、情報センタも協力してまいりたいと考えております。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** どうもありがとうございました。先ほど挙げていただいた昨年の特別給付金については、非常に短期間に行われて、6市町村、頑張っているのでもいいねということになったんですけれども、なかなか広域の総合情報センタが頑張ったんだよというのは表に出なくて、ちょっと残念だったかなと思いますので、あえて今回質問させていただきました。

次にですね、最後にDX戦略における取組についてお伺いします。

**渡辺太郎議長** 事務局長。

**前田孝之事務局長** DX戦略における情報センタの役割でございます。DXですけれども、これは総務省が策定しております自治体DX推進計画がございます。自治体、地方自治体における情報システムの標準化、行政手続のオンライン化、これを進めていくことでございますけれども、デジタル技術やデータを活用して住民の利便性の向上、業務の効率化、これを国と地方が一体となって進めていくという計画になってございます。

これに伴いまして、諏訪地域行政情報化推進委員会、この総務部会という部会がございまして、この中に新たに業務改革分科会をここで設置させていただきました。6市町村のDX戦略に関する事項を所管していくということにつきまして、令和2年11月24日の正副連合長会議において設置が承認されております。構成員は6市町村の業務改革担当と情報化担当、それから広域連合の職員、それから情報センタがアドバイザー的な立場で加わっておりまして、具体的な業務の協議には当該の業務担当者も参加していくこととなりますので、今後そうした取組を進めていくということでございます。

今後の進め方の調整、共同化等について、各分野が協力して推進していく場ということで、この業務改革分科会を大いに活用してですね、今後はDXの推進に向けて広域連合、また情報センタも協力していくという立場でございます。

また今後、総務省が示すDX推進計画におきましては、令和3年夏頃めどとなっておりますけれども、自治体DX手順書が示される予定となっております。その中でどのような内容が出るのかちょっと今現在は分かりませんが、こういう情報を注視してですね、各市町村と連携してこうしたDXの推進に向けて協力していくということが情報センタに求められた、また広域連合に求められた役割ということで考えております。以上です。

**渡辺太郎議長** 小泉正幸議員。

**12番小泉正幸議員** 来年度はホームページの更新をされると、更改か、更改されることにつきましては、ぜひ効果を出していただきたいと思っております。

また、現在コロナの状況下、経済、生活様式の劇的変化が起きております。今後、地方広域圏において自給自足、地域完結型経済などへの移行・到来が予測されています。これに鑑み、6市町村内での文化・スポーツ施設等の共用使用、また行政における事務手続の共同開発等が考えられます。先ほど伊藤議員のほうからの御質問にもありまして、なかなか広域としての決め事から言うと、別のことを始めるというのは非常に難しいというお話がありましたので、そこについては、ここで広域連合でのメニュー拡大について検討・実施を切にお願いします。

以上で終了といたします。ありがとうございました。

**渡辺太郎議長** 次に、井上登議員の質問を許します。井上登議員。

**9番井上登議員** 皆さん、こんにちは。諏訪市の井上登でございます。介護保険について質問をいたします。

介護保険法の施行から20年以上が経過をして、公的介護制度の危機がますます深まっていると思います。昨年1月から2月にかけて、読売新聞は「介護保険20年」という特集のため、県庁所在地など106か所の自治体を対象とするアンケートを実施しておりますが、その中で9割の当局が、介護保険制度を今後10年現行のままで維持するのは困難だと回答をしております。その理由の1位は人材や事業所の不足、そして2位は保険料の上昇に住民が耐えられない、こういうことになっております。

これを踏まえて、まず第1の質問であります。まず現計画である第7期介護保険事業計画の総括として、計画に盛り込んだ内容等でこの3年間で達成されたもの、また未達成のものがあつたら、その内容をお聞きしたいと思います。

以下は自席にて行います。よろしく申し上げます。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 井上登議員の御質問にお答えいたします。平成30年度から令和2年度を計画期間としております第7期介護保険事業計画につきましてお答えいたします。第7期事業計画では、地域包括ケアシステムの進化・推進、介護保険制度の持続可能性の確保、医療計画との整合性の確保とした介護保険制度の改正点等を中心に、保険者機能の強化等による自立支援、重度化防止に向けた取組や軽度認定者等の総合事業への完全移行の実施に取り組んでまいりました。

また第7期事業計画期では、消費税の改定に伴う介護報酬の改定や利用者負担の3割負担が導入された期間でもありました。第7期事業計画の点検と評価につきましては、国の提供による地域包括ケア「見える化」システム、これを活用して進捗状況やサービス給付実績の分析等を行い、介護保険委員会に御報告し了承をいただいております。

「見える化」システムの分析では、第7期事業計画での令和元年度の月平均のサービス利用は8,827人で、認定者の79.4%と減少傾向にあるとしています。減少傾向の要因といたしましては、軽度認定者の総合事業への完全移行によるものと考えております。サービス分類ごとの利用割合では在宅サービス7割、施設サービス2割、居住系サービス1割の状況で、在宅サービスはおおむね計画値に沿った利用がされ、計画値を上回るサービス利用もございました。一方、施設・居住系サービスでは、介護老人福祉施設である特養及び地域密着型特養の利用は計画値を下回っている状況となっております。

第7期事業計画の施設整備計画は、特養の整備計画として29床施設を1施設、既存施設の短期入所ベッド等からの転換による50床の79床分を進めてまいりました。29床施設につきましては設置者の募集を行いました。応募はなく、募集内容を29床施設から定員30名以上を可能とする広域型特養に変えて行いましたが、応募のない状況でした。転換による整備は30床の転換が図られましたが、転換を希望した施設側の都合により20床分が先送りとなり、そのうち10床の転換が取り下げられ、第7期計画期間での特養の未整備といたしましては39床となります。

特養は、介護保険制度前には6市町村に各1施設と広域運営の1施設の計7施設、540床の定員でしたが、介護保険制度の始まりから20年を経た現在では20施設1,133床となり、湖周、

岳麓でのバランスを取った整備を進めてまいりました。第8期事業計画期では、第7期での未整備分39床分を確実に整備したいと考えているところでございます。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 総合事業への移行というのが大きな特徴だったと思いますけれども、それによって利用の増減があったと思いますけれども、その中でですね、2018年10月から訪問介護の届出制というものが始まって、これによって一定回数以上のケアプランを市町村に届け出る制度が始まったと。これによって、介護度によって回数が定められているわけですが、このことによって回数抑制により介護保険外のサービスを利用するようにならなければならなくなったという事例が、県内ですけれども、報告がされているんですけれども、諏訪広域内においてこういった事例はありますか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** ただいまの訪問介護の回数制限に伴う影響につきましての御質問につきましてお答えしたいと思います。県内におきましては、回数制限を行ったというケースはございません。令和2年度におきましては、5件の回数超過の相談がございました。いずれも保険者、担当市町村、またケアマネジャー等を通しまして検討をした上で必要性を認め申請どおりの回数をしておりますので、そこで他のサービスに振り替えるといったことは一切ございません。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 安心しました。適切なプランの見張りをお願いしたいと思います。

また、総合事業についてですね、この2021年からは、国ですけれども、要支援ではなく要介護と認定された人についても総合事業の対象にできるようにと国のほうでなっているんですけれども、この対応について諏訪広域はどう考えていますか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 総合事業の利用につきましては、要支援認定者が使っていただいて、要介護を受けると総合事業は使えなくなるということになっています。今、御質問いただきました制度改正によりまして、それが要介護認定を受けても総合事業が受けられるというお話でございしますが、この解釈におきましては告示の中で市町村が実施する事業に限るということになっておりますので、今現在諏訪広域での総合事業につきましては、基準該当サービス、事業者へ委託してのサービスが主でございしますので、ここの市町村が実施するサービスの実施はございませんので、この制度改正による該当者は今のところいないと考えています。

もし、その事業者がいた場合につきましては、制度はまた考えないといけないと思いますが、現状では該当者はいないということによろしいかと思っております。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** サービスの低下にならないようにということを今心配して質問しました。

それから第8期の介護保険事業計画ですけれども、先ほどポイントの説明がありましたけれども、それ以外に御説明があったらお願いします。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 第8期の事業計画のポイントでございますが、令和3年から令和5年を計画期間とした第8期の事業計画につきましては、介護保険委員会の皆さんの御審議等によって策定に至ったものでございます。

第8期事業計画につきましては、これまでの基本理念を継承しながら、高齢者を取り巻く課題等を軽減するため、構成市町村の策定いたします高齢者福祉計画と整合性を持ったものとして計画を策定させていただいたものでございます。

第8期事業計画での重点項目といたしましては、この先に訪れます団塊世代が後期高齢者となる2025年、団塊ジュニア世代が高齢期を迎える2040年を意識して、2025年、2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備をはじめとして七つの項目を挙げ、事業計画中の関連する項目に記載をしたものでございます。

中でも新型コロナウイルス感染症を含む感染症や、毎年各地で起こる自然災害に対する対策に係る整備体制、それから地域包括ケアシステムを支える介護人材確保等々、事務事業の効率化の強化につきましては、構成市町村をはじめ介護サービス事業所等と連携しながら取り組んでいきたいと考えているところでございます。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 具体的に伺いたいですけれども、多床室の計画について、計画では要望が多いとなっているんですけれども、具体的にその計画についてお伺いをしたいというのと、また居住系の今後の計画についてもお伺いしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 第8期の特養の整備につきましては、先ほども申し上げているように39床分でございます。29床の施設を一つ、それから既存の施設の転換によっての10床という形でございますが、御質問のございました多床室の計画につきましては、第8期に整備したい事業所とすれば個室ユニットのものでございます。

第7期の反省の中でもありましたが、特養の募集におきましては個室だけではなくて広域型、30名以上の定員であったりとか、運営形態としては個室ではなく多床ベースでもどうぞという形で募集をかけたところでございますが、ちょっと応募がないという状況でございます。施設整備につきましては、事業者側の意向もかなりございます。ただ、個室だけしか整備できないということではございませんので、事業参入したいという事業所があれば多床はどうですかという形の働きかけができればなと思っていますところでございます。

また居住系のサービスにつきましては、グループホームの整備といたしまして72床分、8ユニット分を第8期計画の中ではやっていきたいと考えているところでございますので、よろしくお伺いしたいと思います。以上です。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 老健についても要望が多いと思うんですけれども、その点はいかがですか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 老人保健施設の整備につきましては、20床ほど転換、増床したいということもございますが、新設のところはございません。医療法との絡みも出てくる場所だとは思いますが、既存の施設を増床したいという御意見は出ているところでございますので、希望があれば引き続きやっていきたいと思っております。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** ぜひですね、様々経済的な理由であるとかほかの理由もありますけれども、要望が高いものですから、要望に沿った計画の実行をお願いしたいと思います。

それでは次に、介護現場の状況についてですけれども、介護人材確保に向けての取組について。産業全体で人手不足と言われてはいますが、介護の現場においても同様の傾向と認識しております。諏訪広域において、介護の現場での人員確保に対してどのような対策、取組を行うのかお聞きしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それではお答えいたします。介護に携わる人員確保の取組につきましては、介護現場のイメージアップの取組として平成31年3月号からの広報紙、「広報すわこういき」に「介護のお仕事のホント!」として各介護サービス事業者で働く皆さんの生の声を掲載しております。連載を見た方から、介護の現場の様子をお聞きしたいと、人数は少ないものの介護保険課を訪れていただく方やお電話をいただく方もおられました。中には、これをきっかけに介護事業所への就労につながった方もいたところでございます。連載内容がマンネリ化とならないように工夫をしながら連載を継続し、介護現場に対するイメージの変化等について住民の皆さんにアンケートを通じてお聞きしたいと、来年度は考えているところでございます。

また令和2年度には、介護の魅力を直接小中高生や地域の方々に伝えるための催しとして、介護フェスタ2020をすわっチャオを会場に計画したところでございます。実施に当たりましては、広域内の介護サービス事業所から50名近い職員の皆さんが実行委員として企画段階から参加をいただき、内容を練っていただきましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の観点から、令和2年度の開催を見送ったところでございました。改めて令和3年度に開催を計画したいと考えているところでございます。

人員確保には即効性のある取組を見いだすことはなかなか難しいところでございますが、構成市町村をはじめ介護サービス事業者等とともに連携をしながら、人員確保に向けた取組を試行しながら進めていきたいと考えているところでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 苛酷な業務でありますので、このコロナ禍において特に離職の状況がどうなっているか、それからヘルパーの高齢化というものも大きな問題だと思います。またケアマネの減少、資格試験を受ける人自体も減っていると。もちろん合格者も減っているんですけども、これらについてどのようにお考えですか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 離職状況につきましては随時、毎日変わってくる状況がありますので、十分な把握はなかなかできない状況ではございますけれども、採用の状況につきましてでございますが、令和3年度新卒採用につきましては特養を中心に17名の採用があったと聞いているところでございます。離職につきましては日々起きているものでございますので、数字的なところはなかなか把握できていないところでございますが、そういう状況でございます。

またヘルパーの高齢化やケアマネの確保の御質問でございますが、御意見のとおりヘルパー自身はかなり高齢になってきている現実というのは捉えているところでございます。今現在、訪問ヘルパーの資格としては介護福祉士の国家資格があればホームヘルパーにはなれるということで、以前は1級、2級のヘルパー研修を受けなければいけないということでございましたが、今は国家資格があればヘルパーになれるということで、ヘルパー資格としての初任者研修を実施していただく事業所が今は大分ない、減っている状況であることは確かなところでございます。そのためなかなか、ヘルパーだけとしての養成がなかなかできていない状況は否めないところかなと思っております。

今後、ヘルパー事業所が高齢化によって働く方がいなくなって、だんだん事業所が閉鎖されていくという現実があること、もし起こってはいけないということでは我々も認識しているところでございまして、新たな考え方を作りながら検討していきたいと考えているところでございます。

またケアマネジャーの確保につきましては、なかなかケアマネの試験を受ける段階におきまして、数年前に受験資格が変わったことによって受験者が大分減ったという情報も正直ございました。二、三年前は長野県内で70名しか合格しなかったという状況もございまして、その受験資格が大分変わったことによって受験できる方が大分絞られたという状況もございます。

また、先ほどのヘルパーと同様にケアマネジャーも介護保険が始まった20年前に新設された職務でございまして、単純に考えれば20歳年を取ったということになりますので、ちょっと入れ替わりがこの先どうなるかなと思っておりますが、ヘルパーとともに注視していきたいと思っておりますのでございます。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 高齢化という問題が関わってくるんですけれども、やはり働き方も変えていくという、そういう工夫も大事じゃないかなと思うんですよね。やはり高齢化となってきましたと一日中働くというのはかなりきついわけで、そういう分散化するという方法もぜひ考えてもらいたと思いますけれども、基本的にはですね、やはりこの労働が過酷である中で処遇が低いというのが根本的な問題ではないかと思えます。

それはまた後で伺いますが、コロナ禍における新型コロナウイルス感染防止の取組状況を伺いますけれども、新型コロナウイルスに翻弄されたこの1年でありますが、今また第4波の懸念があるわけですが、長野のほうでは高齢者施設の感染もあるという報告がありましたけれども、諏訪広域内の施設をはじめ、介護現場での感染例はいまだにないということで、職員の皆さんの御努力にあるところが大変大きいと思えますけれども、諏訪広域内の介護現場での対応状況と、介護

保険者等からの介護職場への支援の状況についてお伺いをしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** それではお答えいたします。新型コロナウイルスの感染防止につきましては、介護サービスを提供していただいている事業者や利用者をはじめとして、皆さんの御努力によりまして諏訪広域管内での事業所におきましての感染例の確認は今現在ございません。

それぞれの事業所におきましては、毎年インフルエンザの感染予防に取り組まれている実績がありまして、今回の新型コロナウイルスに対しましても、これらの感染症予防対策を徹底して取り組まれたことによるものと思っているところでございます。また、マスクや消毒液等の衛生用品につきましては、業者に発注しても確保が難しい状況の中、事業所では事業所の備蓄品を活用していただいたところでございます。備蓄の数量が目減りし、不安を訴える事業所もございましたが、国や県からの衛生用品等の支援により、衛生用品が不足した事業所の確認はございませんでした。

また、感染予防の対策として職員の業務時間外の行動に対し制限を設けたり、感染症拡大地域からの帰省者等と接触のあった職員は一定期間出勤停止を実施した事業所もございました。入所施設では、利用者や御家族には大変申し訳ないところでございますが、面会の全面禁止を実施したところもございました。介護従事者の皆さんからは、自分が感染し利用者に移してしまうことが一番の心配事との声も多く聞かれたところでございます。

介護保険者としての支援といたしましては、国や県からの通知等の情報を確実に事業所に提供する取組を徹底するとともに、感染予防対策研修会を動画配信により実施したところでございます。これまでの研修は会場に集合しての開催のため、事業所の中で限られた人数の聴講でしかございませんでしたが、動画配信で実施したことで、介護従事者それぞれの空いている時間での視聴が可能となり、638名の方に聴講をいただいた状況でございます。また、規模の小さい事業所では従事者が少なく研修会への参加が難しいと、動画配信により参加が容易となり、研修内容を基に事業所の感染予防対策を実施しているという声もございました。引き続き感染予防対策の徹底を事業所とともに図ってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** それで事業所はですね、コロナで経営が非常に大変なわけだと思いますけれども、倒産ですとか休業ですとか解散の状況などが分かればお願いしたい。それから、減収など経営上に対する支援はあるのかどうかを伺います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** コロナ禍におきまして、介護事業所が倒産、解散、休業といった事実は諏訪管内ではこの1年の中ではございません。状況的には事業実施は続いている状況でございます。

また事業所の減収に対しましては、コロナの関係で利用者が利用控えをしたことによって収益が下がっているという、全国的にそんなお話もございしますが、諏訪広域管内におきまして在宅サービスを中心とした国保連合会への集計を確認して、1年間見たところ、大きく減収したという事業所は認められない状況でございました。ですので、利用控えによつての減収による事業所のダメージ

というのは、諏訪管内の中ではなかったかなと思っています。

ただし、事業所の判断で利用者を受け入れないといった事業所がございましたので、それは利用控えというよりは事業所の判断ということでございますので御理解いただければなと思っておりますが、そういう状況でございます。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 管内ではそれほど減収はないということですが、もともと事業者は経営的にはちょっと不安定でありまして、ぜひですね、経営的な観点からもコンサルタント的なことも少し検討してみたらどうかと思います。

それでは次の質問ですが、介護保険料についてですが、皆さん御存じのように引上げとなっているわけですが、この引上げによって高齢者の負担が増すばかりですが、これが認定されるまでの、決定するまでの経過についてお聞きをしたいと思います。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** お答えいたします。第8期事業計画期間の第1号被保険者の保険料基本額につきましては、月額5,450円ということで設定をさせていただいているところでございます。これは第7期と比較いたしますと100円の増額ということになります。基準額の設定に当たりましては、計画期間の3年間で必要となります保険給付費、地域支援事業費の額を令和元年度から令和2年8月までの17か月間の実績値を基に推計をいたしましたものでございます。

第8期での必要額は596億3,300万円余りでございます。このうち第1号被保険者の皆さんが御負担いただく定率分といたしましては、23%分を御負担いただくこととなります。この定率負担分の割合は、1号被保険者と2号被保険者の人口比によりまして事業計画の期ごとに定められるものでございますが、介護保険制度開始以降、第1号被保険者の定率負担分は事業計画期ごとに1%ずつ増え、制度開始時には18%であったものが第7期では23%となっているものでございます。第8期では第7期と人口比が変わらないということで23%のままでございますので、この1%によっては、先ほど596億円と申し上げましたが、1%ですので5億円をまた見なきゃいけないということで、ここは軽減というか助かったなというのが正直なところでございます。

そういう中で、国の調整交付金等を行って、1号被保険者の方々の3年間の負担が127億4,200万円余りという状況から算定をさせていただいて、5,680円というのが生の数字でございます。ここに基金を投入しての5,450円、この額の算定につきましては申し上げているとおり介護保険委員会の皆さん、第9期、第10期を見越しての中での値上げという負担増という形の御理解をいただいたものでございます。以上です。

**渡辺太郎議長** 井上登議員。

**9番井上登議員** 介護サービスの量が増えれば給付費も増えて、そして値上がりにつながる。また、介護報酬が上がればそれも利用料に反映されるということで、常に被保険者は苦しいところに直面していくわけでありまして、一番やはり問題なのは介護保険料の決め方の逆進性が強過ぎると思うんですね。やはり例えば国保ですとか国民健康保険だとか後期高齢者医療については、やは

り税率って一律ですけども、所得割がね。介護保険だけは非課税の、第5段階の人は所得に対する負担が8%もあって、そして14段階の高額所得の方は1%しかないという、その逆進性、普通の逆進性じゃないんですよね。我々は例えば、消費税の同じ税率、これも逆進性と言っているけれども、それ以上に逆進性が強過ぎるということで非常に問題だと思っています。

こういう点を今後は少し考慮して考えていただきたいとお願いをして、質問を終わります。以上です。

**渡辺太郎議長** 次に、望月克治議員の質問を許します。望月克治議員。

**6番望月克治議員** 望月克治です。一般質問を行います。介護保険の今後の課題についてお聞きします。

第8期介護保険事業計画が公表されました。パブリックコメントの意見を踏まえて、今後の計画の進め方をお聞きします。まず、過日の全員協議会での説明とその場での意見を踏まえて、コロナ禍での利用状況や減免を受ける方の増減についてお答えください。

**渡辺太郎議長** 広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 望月克治議員の質問にお答えいたします。第8期介護保険事業計画の策定に当たりましては、素案の段階ではございましたが、諏訪広域連合議会議員の皆さんには、令和3年1月での全員協議会の場におきまして内容説明と御議論をいただきました。全協での内容説明や御議論は初めての取組でございました。全協では多くの御意見をいただき、ありがとうございます。

全協の開催とともに、令和2年12月から令和3年1月にかけてパブリックコメントを実施いたしました。期間中21件のコメントをいただき、計画に関連した内容の18件の検討を行い、介護保険委員会の御了承を受け、計画への追加または修正を実施いたしましたところ。

次に、コロナ禍での諏訪広域内の介護サービスの利用状況でございます。緊急事態宣言時や感染症の拡大した地域では、感染を心配した利用者側の介護サービスの利用控えにより事業所の減収を誘い、事業の維持が困難となっているとの報道も耳にしておりました。

諏訪広域内の情報を確認するため、平成31年3月から令和2年11月までの訪問介護や通所介護といった在宅サービス18種類について、国保連合会への介護報酬請求額の状況を確認いたしました。前月と請求額が増減するサービス種類はあるものの、大きな増減が見られるサービスの確認はできませんでした。また在宅サービス提供事業所からも、冬場になると施設入所者や入院などにより自宅から離れ在宅サービスの利用が減る傾向にあり、この冬はコロナ禍で短期入所の受入れ状況等が例年と異なるが、全体的に大きな変化はないとの声も聞かれました。

一部利用者の安全を考え、事業所の独自判断で利用者の受入れを中止し減収となった事業所がございましたが、多くの事業所では感染症防止対策を徹底した上で、高齢者の生活維持のために御尽力をいただきました。利用控えがなかったことや、サービス提供中止の事業所が少なかったことは、諏訪地域での感染状況が他に比べ少なかったことや、事業所の感染症防止対策が利用者へ安心感を与えるレベルにあったものと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大を理由に、雇い止め等により前年に比べて就労等による収入が30%以上減収となった方に対する介護保険料の減免状況につきましてお答えいたします。令和3年2月末日現在で31件の申請があり、うち1件は減収が確認できず該当とならず、他の30件につきましては対象といたしました。1月の全協での対象者として25件と御報告をいたしましたが、その後も申請があり、先ほど申し上げた件数となっております。なお、減免の総額は170万円を超える額、170万3,200円となっております。以上でございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** では次に、施設の必要性和増床計画、施設労働者の生活への影響などはどうなっているかお伺いします。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** お答えいたします。第8期事業計画での施設整備といたしましては、介護老人福祉施設である特養を39床分、介護老人保健施設を20床分、認知症高齢者グループホームを72床分の計画をしているところでございます。また、有料老人ホーム等居住系施設での介護保険制度の利用を可能とする、特定施設入所者生活介護の対象者を248人分増やす計画も盛り込んでいるものでございます。

事業計画での施設整備の計画は、計画期間の保険給付費の推計額にも影響があり、ひいては第1号被保険者の保険料基準額にも影響を与えることにつながります。そのため、第8期事業計画では整備可能な範囲での計画としたところでございます。特養への利用希望者は常にあり、希望がかなえられていない状況につきましては認識をしております。しかし、特養の設置・運営が可能な社会福祉法人等、事業参入の動きを把握することがなかなか難しいところもございます。

次に、介護に従事する方々の生活への影響についてです。介護に従事する方々の給料につきましては、その水準の議論は尽きないところでございます。厚生労働省が行っております賃金構造基本統計調査、いわゆる賃金センサスでの2019年統計では、長野県内の福祉施設介護員の男女平均44.3歳の平均給与は23万6,000円で、2018年より4,200円増えたとしています。ただ、全国平均との比較では下回っている状況ということになっているものでございます。

介護従事者の給与改善につきましては、国により介護報酬の改定や介護報酬とは別に介護人材処遇改善なる加算の創設等により改善に取り組んでいただいているところでございます。ただし、介護報酬の改善は介護給付費の上昇に直結し、第1号、第2号被保険者の保険料額にも影響を与えるものにもなるわけでございます。また、介護保険者単独での報酬上乘せの議論もあろうかと思いますが、諏訪広域内5,000人を上回る介護従事者に対し介護保険者独自の報酬上の上乗せは、一時的にせよなかなか困難な状況と言えるかなというところでございます。以上でございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 次に、第8期の事業計画は既に実施に入っていく段階なので、次の第9期、第10期に向けての考えをお聞かせください。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** お答えいたします。第8期事業計画には介護保険委員会の皆さんの御尽力によりまして、また関係の皆さんの御協力によりまして策定に至ることになりました。今後は構成市町村の高齢者福祉計画と連携しながら、計画の推進を図っていきたいと考えているところでございます。

御質問のございました第9期、第10期の事業計画に向けての考え方につきましてお答えしたいと思います。第8期事業計画期での介護保険制度の改正は、静かな改正であったかなと思っております。社会保障審議会介護保険部会で検討されておりました介護保険制度の見直しでは、令和元年12月にまとめられました意見書で、第8期事業計画期での制度改正に反映された項目もありましたが、引き続き検討となった多くの項目がございました。引き続き検討となった項目の中には、被保険者範囲の拡大や、介護保険施設での多床室利用者の室料の負担創設、ケアプラン作成での自己負担の創設と、制度の根幹に触れるような内容が含まれているところでございます。これらの内容が第9期以降に実施されるとなると、これまでの介護保険制度がさま変わりする可能性があると思われまますので、今後の社会保障審議会介護保険部会の議論は注視してまいりたいと思っております。

第9期以降は、高齢者人口が減少に向かうと同時に総人口の減少速度も速まると見込まれ、支え手の収入の減少が一層強まるものと思っております。介護の社会化を理念とする介護保険制度が揺らがないよう、考えていきたいなと思っております。以上です。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6 望月克治議員** ぜひ注視していただきたいと思います。

ちょっと振り返って確認なんですけれども、パブコメに対する答えで、保険者だけの対応では困難ですということが155ページに書かれています。それに対する答えがその前の57ページに、制度の改善については県や国に要望していきますと書かれています。今までは、どのようなことをどこに要望していったのか教えてください。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 制度改正やいろいろな要望につきましては、直接国に上げていくということは我々の中ではなかなかできないこととございます。正副連合長方にはお願いをする中で、町村長会または市長会等を通して国に上げていただくということは考えているところでございます。具体的な例といたしましては今のところは正直ございませんけれども、今後、先ほど申し上げた第9期や第10期に向けての制度改正の中においてのところでは、お願いしていかないといけない部分はあるかと考えているところでございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6 望月克治議員** 広域連合議会としては、先般の議会で短期入所の加算の件について意見書を上げています。ぜひ広域連合自体としても、一地方公共団体なわけですから、声を上げていただきたいと思います。

次に、短期入所の不足というのは随所に書かれていて大変なところだと思うんですけども、ペ

ージの67ページ、こちらの67ページには有料老人ホームの空床利用の検討と国の緊急ショートステイ施策を促進しますと書いてあるんですけども、この国の緊急ショート施策というのがちょっとよく分からないので、どういうものなのかを教えてくださいませんか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 短期入所施設につきましては、指定を受けている段階でなければ、それは保険給付対象とはならないわけでございます。特養であれば入所の分とは別に10床とか短期入所としての指定を受けた部分、それから老人保健施設については別の短期入所というベッドではなくて、既存の中で入院をされているとか空いている空床利用によつての短期入所という形になっているところがございます。

有料老人ホームにつきましては、あくまでも介護保険とは別の世界ではございますが、空いている施設については指定をすることで使えるようにしますという状況でございますので、有料老人ホームの中にどれだけ介護の世界が入れるかというところは、なかなか難しいところではございますが、そういう状況で考えていただければと思っております。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** こちらのなかにも書いてあるんですけども、あらかじめ用意しておかなければいけないと。それだけ空いてしまうと赤字になりかねないので、なかなかそこに踏み込んでいけないというのがあるわけですね。今のコロナ対応の病院も同じようなことが言えます。であれば、広域としてその分を補償して、まず取っちゃう。そこに必要なときに入ってもらい、入ってもらったところはその利用料で賄うという形にしていく以外に今ちょっと私は思いつかないので、そういったことをぜひ検討していただければと思います。

次に、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について、整備を促進すると書かれています。これは本当にこれから先必要になってきて、ここがメインになってくると思うんですけども、この対策というのは具体的にはどういったことでしょうか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** サービス整備につきましては、圏域ごとでそれぞれ考えているところもございます。定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきましては、その事業の特異性からして、なかなか夜間であったりとか、それとかヘルパーであったり訪問介護士が必要であったりということでは、なかなか整備が難しい。今、大分、事業所の中でも複合技で考えていただいているところもございますので、そういう資格者がいなければ事業、箱を造っても動けないという状況がございますので、そこはまたいろいろところで御相談しながらやっていきたいと思っております。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 今議会に提案されている条例改正にも、そういったところをやりやすくする、兼務ができたりということが書かれているので、それが進んでいけばいいかなと思っております。

次に、介護従事者の不足という記載は本当にこの中の随所に出てくるんですよ。先日の介護保

険委員会でも委員の方からも多くの意見、ほとんどその意見だったような気がするんですが、そういった声が聞かれています。広域としては対応していくということで書かれているんですが、ページの58ページにはイメージアップ等や処遇改善加算の取得に必要な手続の指導や補助とされているんですけども、それは必要だと思います。ただ、人が集まらない根本的な原因はイメージなのか何なのか。根本的に介護従事者が集まらない原因というのはどこにあるとお考えですか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 介護従事者の皆さんにつきましての不足感というところにつきましては、一昨年やりました介護従事者5,000人、また各事業所への事業所調査によりまして出てきた言葉でございます。

実際、施設等におきましては職員が足りないということもございまして、ユニットを閉めている、閉めざるを得ないという状況がございまして、よくよく考えますと施設なんかの場合については、指定の中では職員と利用者との関係の中で定員がなければ指定にはならない状況がございまして。ただ、施設側の考えていただいている不足分というのは、よりいい処遇をしたいがために、3人でやれるところを5人でやるとか、国で示されている3対1、3人の利用者に1人の介護職員というところを、施設によっては2対1だったりとか1対1にして十分いい処遇をいただいていると。ですので、無理を言えばお願いできる、開けてもらえる可能性もあるんです。やはり施設のサービスの質というところを大前提に考えれば、致し方ないところかなと考えているところでございます。

ただ、この状況が介護の部分につきましては、お金が安いとかいう状況がうたわれたりとかしている状況ではございますが、先ほどの賃金センサスではございませんけれども、どこを比較するかによってはかなり違うだろうなとは思っているところではございますが、そんなに低いとは思えないですし、収入も定期的に入ってくるので、まず倒産の心配もないかなとか、いろいろ思うところもございます。ただ従事者の不足の原因というところについてですね、やはり3K、5K、7K、8Kと書かれている部分のきつさというのが先行している部分はあるかなと。だから、職業選択のときに介護とか福祉というところは選択の中に入っていないという状況が生まれているのではないかと考えているところでございます。

ですのでまず、調査からもあったように、一つのイメージを払拭することが我々がまずできることではないかということで考えて取り組んでいるところでございます。ただ、この取組もマンネリ化にならないようにしていかなければいけないとは思いますが、あと事業所に対しましては、先ほどの加算の関係については係員を強化して対応させていただいておりますので、うちの係の皆さんは一生懸命やっただいて、十分事業所との相談には対応いただいているところでございます。そんな環境に今しているところでございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6 望月克治議員** 頑張っているのは分かります。ただ経済センサスとか基準はいいんですけれども、働いている人が自分がやっている労働に対して、これだけ大変なことをやっているのに、それに見合ったものなのかというところが一番問題なんです。働いている方がどう思うか、

見合っているのかどうか。見合っていないと思えば辞めていってしまうので離職が増えるということだと思います。

ということで、この中にも書いてあるんですけども、これはパブリックコメントを寄せた人の意見ですよ、広域連合としての財政面での支援をしてほしいということを行っている方がおられますよね。個別の加算ですよ。広域連合としてほかにも加算はやっていますけれども、もっとできることを加算で働いている人にしていくということが必要だと私は思っています。

次に、ページの58ページにはこんなことが書かれています。要介護認定を受けている滞納者に対しては、給付制限の対象となることがないように優先して納付相談等を行うと言っていますが、納付相談だけでいいのかということが考えられるんですが、納付相談だけでいいんですかね。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 保険料の滞納に対しましては、非常にデリケートなお話かなとは思っているところでございます。やはりそこは国民連帯という第4条の関係にもあるように、負担はしていただくという前提の中での始まりだとは思っているところではございますが、給付制限につきましては本当に最後の最後の、ある意味状況でございます。そこに至らないように、分納誓約等々によりまして、できるだけ給付制限にならないように考えて対応はさせていただいているところがございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 介護保険制度、後期高齢者もそうなんですけれども、特別徴収が多いですよ。普通徴収の方にしか滞納は基本的に生まれません。では普通徴収の方というのはどういう方ですか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 普通徴収の方につきましては、年齢到達になりまして年金からの天引きになる前の期間のある方々であったりとか、それとか普通徴収の方については年額保険料が18万円以下であったりとか、それとか何らかの理由によって年金からの借入によって特徴ができないという状況と、いろいろな方々がございます。ただ、全体的な中では特徴者につきましては8割くらい、もう8割、9割の全体の中で、1割程度の方々が何らかの普通徴収になるかなと思っています。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 後期高齢者などでは所得の低い方、実入りが少ない方が普通徴収ですよ。要は特別徴収で引き落としが困難ということがあって、そういう形になっています。そうした方なので、滞納は当然生まれてくると私は思うんですが。

ページの55ページにはこう書かれています。利用料を支払えないことにより、必要とする介護サービスが利用できない事態に至らないようとして、その対策として各種制度について丁寧に説明し適切なサービス利用につなげるとしてはいますが、この適切なサービス利用というのはどういった、適切というのはどういったところなのでしょう。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 基本的にサービス利用に当たりましては、所得の低い方に対しましては、その利用料の軽減等を広域独自の事業としてもやっているところがございます。また、オールジャパンでは社会福祉法人の利用減免とかという状況もあります。諏訪広域はそこだけに限らず、所得の低い方々に対しましてはそういう形で、お金が払えないからサービスの利用がないということのないように、各市町村の担当者の皆さんは頑張ってやっていただいておりますので、そして広域独自の利用料減免というものを平成15年からもうつくらせていただいて、対応はさせていただいている状況ということで御理解いただければと思います。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 53ページにはこんなことも書かれています。圏域市町村の住民が、同じ負担で同じサービスが受けられるように整備をしていくと。この同じ負担というのは額なのか、金額なのか、率なのか、先ほど井上議員もおっしゃっていましたが、率なのか。どちらを指して同じ負担とおっしゃっているのか教えてください。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 介護保険料、広域化した平成15年のときの一つの考え方の中に、やはり生活圏が6市町村の場合はそれぞれではないと、諏訪全体。この諏訪6市町村の中で同じ負担で同じサービスが受けられるようにということでございます。同じ負担というものについては、介護保険料の状況でございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** では、その介護保険料についてですが、先ほど井上議員もおっしゃっていましたが、階層別に年額と所得ですね、前年度の合計所得というので率を見てみます。第1段階は2.4525%、第2段階だと2.725%、第3段階が3.5%、第4段階が7.45%、第5段階が8.175%、第6段階が8.69%、第7段階が8.9925%、第8段階が7.0632%、第9段階が5.232%、第10段階が3.706%、第11段階が3.1065%、第12段階が2.2345%、第13段階が1.4388%、そして先ほど井上議員が言っていた第14段階が1.0246%です。

1,500万円以上の所得がある人が15万3,000円、その所得の1%の保険料なんです。この1,500万円以上の方が、1,500万円として例えば第1段階の方の利用率、保険率の2.4325%で割り出しますと3億6,162万円納められることになります。現行1億5,123万円なので、新たに2億円の財源が生まれます。この第1段階の所得に対する税率だけで2億円新たに生まれるんです。これをもし第7段階の一番率の高い8.99%を当てると、何と13億2,692万円保険料を納めてもらえることになります。

こうしたことをやっていくというというのが地方自治体の裁量権で、その地域の人たちの希望をかなえるためにどこからお金を持ってくるのか、それをどこに使うのかということを決めていくのが地方公共団体、自立した団体のやることではないでしょうか。いかがですか。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 保険料率のお考えにつきましては、それぞれあるなど正直思うところがございます。ただ、所得の高い方から、じゃあそれが3.5%だとかという形であれば、この社会の構造からしてですね、高い方はそれなりのものも社会の中ではやっつけているかなということもございます。介護保険だけではなくてですね、介護保険を利用した場合についても3割負担であって、高額介護サービス費も第8期から14万円という額に変わってくると、基準額が。そういったところの中の、総合的に見た中で考えれば、今の状況の中が一つの線ではないかと。

これから第9期、第10期に向けてですね、その議論の中で料率等のまた所得段階の考え方が御意見として出てくるということであれば、そこでまた御議論いただければと思いますが、この14段階につきましては第5期からの流れでございます。そこで十分御議論いただいた中で今回に至っている状況でございますので、また次の御議論であればそのときに御検討いただくということで、第8期につきましては状況とすれば全て了解いただいているということでございます。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** 第8期はもう実行段階なのでいいですと。第9期、10期に向けての今は議論をさせていただいているので、この先そういう議論をぜひ進めていただきたいと思います。

第1段階の人は、少ない所得の中から1万9,000円、少ないけれども保険料を払って、なおかつサービスを受けるとまた利用料を払っているということになるんです。1,500万円持っている人が15万円払って、あり余るお金の中で生活をして、またサービスを受けてそれで払う。それが本当に公平なのかということが必要ですよ。介護保険制度に法律として明確に最高保険料というのが決められていたり、保険税率というのが決められていたりすればできないんでしょうけれども、そういうことは決められていないですよ。

**渡辺太郎議長** 介護保険課長。

**依田利文介護保険課長** 所得段階については国の基準は第9段階の状況でございます。その調整率等につきましても基準値はございますけれども、各市町村、各保険者につきましては人口規模であったりとか高齢化率であったりとか、また介護サービスの整備率であったりとか、いろいろ状況がございますので、一律にキャップをするということはございません。

**渡辺太郎議長** 望月克治議員。

**6番望月克治議員** であれば憲法に保障されている、憲法第94条には「地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能を有し」と、これは自主財政権と自主行政権と自主立法権なんです。自主財政権で幾らでも金は独自に集められるんです。ぜひ、この次からしっかりとそういったところを生かして、検討して進めていただくようお願いいたします。以上で終わります。

**渡辺太郎議長** これにて一般質問を終了いたします。

この際、暫時休憩いたします。再開は12時20分といたします。

休 憩 午後 0時11分

再 開 午後 0時20分

渡辺太郎議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

○日程第 2

議案第 1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて

○日程第 3

議案第 2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

○日程第 4

議案第 3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について

○日程第 5

議案第 4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について

○日程第 6

議案第 5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）

○日程第 7

議案第 6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）

○日程第 8

議案第 7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）

○日程第 9

議案第 8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）

○日程第10

議案第 9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）

○日程第11

議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）

○日程第12

議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）

○日程第13

議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

○日程第14

議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービ

スに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する  
条例の一部改正について

○日程第15

議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の  
人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について

○日程第16

議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員  
及び運営の基準に関する条例の一部改正について

渡辺太郎議長 日程第2 議案第1号から日程第16 議案第15号までの15件を一括議題とい  
たします。

この15件は各常任委員会に審査付託となっておりますので、委員長の報告を求めます。

まず、総務消防委員会付託議案について、一括報告を願います。総務消防委員長。

矢島尚総務消防委員長 それでは、総務消防委員会の報告をいたします。

報告に先立ち、今議会において当委員会に付託された6件の議案審査に当たり、10名の委員出  
席の下、金子ゆかり広域連合長、今井竜五副広域連合長、五味武雄副広域連合長、事務局長、消防  
長、各課長及び担当職員に出席を求め、審査したことを報告いたします。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて報告  
いたします。

審査の過程においては特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について  
報告いたします。

審査の過程において、手当1回500円の根拠はどの質疑に対し、県内消防本部の支給状況を参  
考とする中、人事院が示す1日1,000円から1,500円の単価に対し、救急活動等に要する  
時間の平均を2.5時間とし算出した単価であるとの答弁がありました。

また、遡及適用とのことであるが、該当する件数はどの質疑に対し、昨年4月以降35件が疑い  
のある傷病者のうち1件の陽性者と、保健所からの陽性者移送要請の2件の計3件が該当するとの  
答弁がありました。

また、感染者またはその疑いのある者という表現が曖昧だが、どのように対応していくのかとの  
質疑に対し、医療機関を対象とした法であるため、消防については検査の結果、陽性であった者を  
搬送した場合を支給対象としているとの答弁がありました。

また、新型コロナ以外にも該当するのかなどの質疑に対し、感染症法には様々な感染症があるが、今  
回の一部改正では新型コロナのみに適用するとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、200キロワット以上の施設はあるのかとの質疑に対し、諏訪圏域にはな

いとこの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されましたところは、歳入のうち、1款1項1目1節から4節、3款1項3目、4款から7款並びに歳出のうち3款を除く全てであります。

審査の過程において、情報システム管理事業費の昨年度と比較して特に変化のあった部分はその質疑に対し、ホームページ更改による保守料、情報センタからの職員派遣、OA機器借り上げ料の増額などによるとの答弁がありました。

また、情報センタ職員の執務場所はどの質疑に対し、主に広域連合事務局内に常駐し、必要に応じて介護保険課や消防署、八ヶ岳寮へ出向くとの答弁がありました。

また、小児夜間急病センター事業費について、患者数が減少し経営状況が厳しいようだが、現状と令和3年度予算編成における患者数の見込み等についてはどの質疑に対し、今年度については新型コロナウイルス感染症の影響で患者数は700人程度と、前年の2,300人から激減をしており、令和3年度については、運営医師会との協議により引き続き厳しい状況が続くことが見込まれるが、患者数は1,000人を見込み予算編成をしたとの答弁がありました。

また、運営医師会と協議をしているとのことだが、少子化により患者数が減少してきている中、新型コロナウイルス感染症の影響でさらに患者数が減少し経営が厳しくなっているが、今後の運営に向けてどのような協議をしているのかとの質疑に対し、指定管理期間の更新を迎える令和4年度に向けて、令和3年10月くらいをめどに、運営医師会と「諏訪地域の小児医療の現状について」、「医師の負担軽減について」、「信大医局との連携について」や「小児夜間急病センターに対する地域のニーズ」などを総合的に捉えて、これからの運営について協議をしていくとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決といたしました。

次に、議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、水槽付ポンプ自動車と通常のポンプ自動車の配備状況と更新状況はその質疑に対し、水槽付ポンプ自動車は全署に、ポンプ自動車は岡谷、諏訪、茅野の3消防署に配備されている。更新については走行距離、年数によるポイント制で更新をしているとの答弁がありました。

また、会計年度任用職員はどのような業務なのかとの質疑に対し、消防本部の一般事務として任用するとの答弁がありました。

また、将来ビジョンはどのようなメンバーで検討し、策定期間はどの質疑に対し、市町村を含む消防体制等検討委員会などで、三、四年をかけて検討をしていくとの答弁がありました。

また、消防指令センターへの通報の手段は電話だけなのか。また、ほかの消防本部でNet 119の通報者の情報が漏えいしたとの報道があったが、諏訪広域消防のセキュリティーは安全かとの質疑に対し、聴覚に障がいのある方に対し、スマホアプリを利用したNet 119通報システ

ムのほか、ファクスやメールでも通報ができるシステムとなっている。当本部が導入しているNet119をはじめ、ファクス、メールでのいずれの通報システムにおいても情報漏えいはないとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算(案)について報告いたします。

審査の過程において、臨時災害放送局設置訓練の内容はとの質疑に対し、茅野市を会場に、6市町村とLCV等と共同で開催する。実施日は阪神淡路大震災が起きた1月17日を予定しており、長野県防災システムを利用し、市町村から集約した災害情報をLCV-FMから発信する訓練を検討しているとの答弁がありました。

また、普段からLCV-FMを聞く習慣が必要と思うが、その周知についてはとの質疑に対し、今年度のホームページ更新に合わせ、その中でLCV-FM等の情報発信を行っていくとの答弁がありました。

討論はなく、審査の結果、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**渡辺太郎議長** 次に、福祉環境委員会付託議案について一括報告を願います。福祉環境委員長。

**芳澤清人福祉環境委員長** それでは、福祉環境委員会の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、今議会において当委員会において付託された10件の議案審査に当たり、11名の委員出席の下、今井敦副広域連合長、宮坂副広域連合長、名取副広域連合長、各課長、各施設長及び担当職員に出席を求め、審査したことを御報告いたします。

初めに、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において、保険料の額について低所得者の負担額と高額所得者の負担では、低所得者の負担が高い逆進性になっているのではないかと質疑に対し、国の基準である所得段階9段階を当連合では14段階として、より細分化して徴収しているとの答弁がありました。

また、前回の全員協議会やパブリックコメントを経て介護保険委員会でのどのような議論があったかとの質疑に対し、9期、10期の保険料への警戒もあり、9割の委員が改定による増額はやむを得ないとの意見で、全体としては100円増額の方角づけがされたとの答弁がありました。

討論において、低所得者は年間1,200円増となり、所得に対する割合が約8%であるのに対し、高所得者は所得に対して約1%の保険料となり、国保や後期高齢者制度以上に逆進性の高い体系となっているため反対との討論がありました。

それに対し、第8期計画策定に当たり介護保険委員会の議論を経たものであり、第9期を見据えて十分精査された内容であるため賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算(第1号)について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について報告いたします。

当委員会に付託されたところは、歳入のうち1款1項1目5節から7節、2款、3款1項2目、3款2項、6款の一部及び歳出のうち3款についてであります。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について報告いたします。

審査の過程において、繰入金が減になっているがその理由は何かとの質疑に対し、準備基金からの投入額が計画の変わり目には変化するためとの答弁がありました。

また、給付費が減となっているが、その内容は何かとの質疑に対し、高額サービス費と特定入所者介護サービス費が大きく減となっているとの答弁がありました。

また、事業計画には介護従事者の確保と育成について記載されているが、予算に反映されているのかとの質疑に対し、国や県から事業者へ直接補助される事業であり当会計への計上はしていないが、人手不足解消のため広報の活用等により介護職場のイメージアップを図っているとの答弁がありました。

また、第8期の施設整備の計画についてはどのようになっているのかとの質疑に対し、特養39床、グループホーム72床の整備を見込んでいるとの答弁がありました。

また、介護報酬の0.7%の改定があったが、利用者にとっての影響についてはどのように考えているのかとの質疑に対し、事業所や従事者にとってはプラスとなるが、利用者にとっても負担増となることは避けられないものとの答弁がありました。

討論において、保険料の引上げに加えて低所得者の給付が減となること、要介護度が重い人ほど負担が重くなり、利用抑制を招き、応能負担よりも応益負担の強化につながる内容となっているため反対との討論がありました。

それに対し、本予算案で大きなポイントである保険料の改正は、将来にわたって介護保険事業の適正な運営を維持させるため、次の9期では必須であることを考えると、8期での段階的な改正が必要であり、低所得者層への配慮もされた細やかな料金設定であると考えため賛成との討論がありました。

審査の結果、当委員会では賛成多数で可決されました。

次に、議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する

条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について報告いたします。

審査の過程において特に質疑等はなく、当委員会では全会一致で可決いたしました。

以上、報告を終わります。

**渡辺太郎議長** ただいまの各委員長報告に対し、これより1件ずつ審議、採決を行います。

初めに、議案第1号 諏訪広域連合旧伝染病隔離病舎退職手当基金条例を廃止するについて、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号 諏訪広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決

定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 今井秀実です。議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、議案に反対の立場で討論いたします。

制度発足以来、保険料は上昇の一途をたどっています。今回の引上げは、1号被保険者の保険料の基準額対象者、住民税本人非課税で前年の合計所得と課税年金収入の合計が80万円超えの方ですが、この方の年間保険料が1,200円引き上げられ、6万5,400円となります。収入所得に対する負担率は8%を超えています。一方、14段階の所得、1,500万円超えの方の保険料は2,820円の引上げで15万3,690円であり、所得に対する負担は1%ほどです。所得が低いほど負担率が高く、所得が高いほど負担率が低い逆進性の強い体系で、さらに格差を広げるものであります。被保険者の所得を正確に反映した保険料には程遠く、国民健康保険や後期高齢者医療保険制度以上に逆進性の高い保険料となっており、見直しが必要であります。

また介護保険は、サービスの利用が増えたり介護職の労働条件を改善すれば、直ちに保険料、利用料の負担増に跳ね返るとい根本矛盾を抱えています。今後も大幅な値上げが予想されます。本当に持続可能な制度とするには、公費負担の割合を増やすしかありません。

現政権は、消費税増税実施前には、増税されれば1兆円国費を投入し公費負担を引き上げるとしてきましたが、実行はされておられません。国に対し公費負担を引き上げるよう求めることが大切であります。また、被保険者の苦しい生活実態や各種負担増の中、介護保険料の負担は重過ぎる現状であり、諏訪広域連合としては11億円の残高となっている基金からの繰入れを5億3,800万円にとどめず、追加の繰入れで保険料を据え置くべきだったと考えます。よって、本議案には反対をいたします。

**渡辺太郎議長** ほかにありませんか。藤森博文議員。

**16番藤森博文議員** 16番、藤森博文です。議案第3号 諏訪広域連合介護保険条例の一部改正について、議案に賛成の立場から意見を申し上げます。

この条例改正の内容である保険料の改定については、第8期介護保険事業計画を策定する過程で、介護保険の被保険者である住民や関係団体等の代表で組織された介護保険委員会で幾度となく議論がされ、基準額に対する100円アップの方向づけがされたものと理解いたしました。

なお高齢者人口の増加に伴い、要支援・要介護の認定者数も増加傾向で、これからますます居宅サービスや施設系のサービス、介護施設の整備と人材確保など、将来を見据えた介護保険サービス

の基盤の充実が望まれるところであります。今回の改定は、こうした背景の下に、国の動向も考慮しながら、第9期の事業計画を見据えて十分精査をしていただいた内容であると考えます。

また、被保険者の負担抑制のため、基金を活用してできる限り改定幅を抑えてあることや、所得段階に応じた保険料率の設定と低所得者層への軽減措置も引き続き行われるとのことであり、第8期介護保険事業計画推進の柱に地域共生社会の実現がうたわれております。課題は多いですが、誰もが安心してこの地域で暮らし続けていけるように、これからも介護保険事業の適正な運営をお願いし、本議案に賛成いたします。

**渡辺太郎議長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

**渡辺太郎議長** 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 諏訪広域連合火災予防条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号 令和2年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計補正予算（第1号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号 令和2年度諏訪広域連合介護保険特別会計補正予算（第3号）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号 令和3年度諏訪広域連合一般会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第7号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号 令和3年度諏訪広域連合救護施設八ヶ岳寮特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。今井秀実議員。

**19番今井秀実議員** 今井秀実です。議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）に対し、予算案に反対の立場で討論します。

議案第3号で反対した保険料の引上げに加え、利用の面では低所得の施設利用者への補足給付が削減され、該当する人については食費が2倍程度に引き上げられます。また、高額介護サービス費の負担限度額の上限が引き上げられ、負担増となります。介護の利用料負担を引き上げれば、要介護度が重い人ほど負担が重くなります。それは要介護者の困難に追い打ちをかけ、利用の抑制を招きます。国が進めたこの見直しは、第8期に向けてさらなる給付費抑制と利用者負担増を強いるものであり、制度の改悪と言わざるを得ません。よって、本予算案には反対をいたします。

**渡辺太郎議長** ほかにありますか。高木智子議員。

**10番高木智子議員** 10番、高木智子です。議案第9号 令和3年度諏訪広域連合介護保険特別会計予算（案）について、委員長報告に対し賛成の立場で討論したいと思っております。

令和3年度予算では、保険料の改正と市町村負担金の割合の変更が注目される点だと思っております。3年ごとに見直しが行われている保険料の改正ですが、第8期では基準額で100円アップの5,450円となっております。7期では保険料を据え置きましたが、少子高齢化の進む中、事業を適正に運営していくために9期では値上げが必須であることを考えますと、9期で急激な値上げをするより段階的に値上げをしておくことがよいと思われまます。

また、所得により設定されている保険料の金額ですが、国で基準として示している9段階の保険料設定よりも細やかな14段階の保険料設定がされており、低所得者への配慮も丁寧に行われているものと思っております。

また、市町村負担の割合も給付費割20%、人口割80%に改正されたことや、地域支援事業関係では人口割から65歳以上の高齢者人口割に変更されたことにより、より地域の实情に沿った改正がされたものと思っております。

介護保険はなくてはならない制度です。今後も安心して暮らしていけるよう、適正な予算の執行をお願いいたしまして、本予算案に賛成いたします。

**渡辺太郎議長** ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号を採決いたします。本案は賛否両論ありますので、起立によって採決いたします。

お諮りいたします。議案第9号に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

**渡辺太郎議長** 起立多数であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号 令和3年度諏訪広域連合諏訪広域消防特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号 令和3年度諏訪広域連合諏訪地域ふるさと振興基金事業特別会計予算（案）について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第11号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号 諏訪広域連合指定介護予防支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に係る基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号 諏訪広域連合介護保険法に基づく指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** これをもって討論を終結いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**渡辺太郎議長** 御異議なしと認めます。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

---

**渡辺太郎議長** 以上をもって、今定例会の議事の全部を議了いたしました。

---

閉 議 午後 1時03分

---

**渡辺太郎議長** 閉会前に、広域連合長から挨拶があります。広域連合長。

**金子ゆかり広域連合長** 閉会に当たり一言御挨拶を申し上げます。

2日間にわたり慎重なる御審議をいただき、提出申上げました各議案につきましては、それぞれ原案のとおり御承認、御議決を賜り、心から御礼を申し上げます。

審議を通じまして議員各位からいただきました貴重な御意見等を真摯に受け止め、新年度を迎えるに当たり、新たな気持ちで各種事業に取り組んでまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、今後も引き続きお力添えのほどをお願い申し上げますとともに、皆様方の一層の御活躍と御健勝を御祈念申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

---

**渡辺太郎議長** これにて、令和3年第1回諏訪広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

---

閉 会 午後 1時05分

以上会議のてん末を録し相違なきを認め、ここに署名する。

議 長 渡 辺 太 郎

6 番 望 月 克 治

1 6 番 藤 森 博 文

議案等の審議結果

広域連合長提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
承認第 1 号	3. 3.25	省 略	3. 3.25	原 案 承 認
承認第 2 号	〃	〃	〃	〃
承認第 3 号	〃	〃	〃	〃
議案第 1 号	〃	総務消防委員会	3. 3.26	原 案 可 決
議案第 2 号	〃	〃	〃	〃
議案第 3 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 4 号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 5 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 6 号	〃	〃	〃	〃
議案第 7 号	〃	各常任委員会	〃	〃
議案第 8 号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 9 号	〃	〃	〃	〃
議案第 10号	〃	総務消防委員会	〃	〃
議案第 11号	〃	〃	〃	〃
議案第 12号	〃	福祉環境委員会	〃	〃
議案第 13号	〃	〃	〃	〃
議案第 14号	〃	〃	〃	〃
議案第 15号	〃	〃	〃	〃

議会提出

事 件 番 号	上程月日	付 託 委 員 会	議 決 月 日	審 議 結 果
選挙第 1 号	3. 3.25	な し	3. 3.25	指 名 推 選
選任第 1 号	〃	〃	〃	選 任